

〈論文 日本史〉

## 『玉塵抄』にみる戦国期日本の貨幣観

川戸 貴史

### 要旨

戦国期の日本は「地域通貨」の登場に伴って授受のトラブルが頻発するようになったことが明らかにされている。そのような貨幣流通の事情下での、当時の人々の持つ貨幣観について、一六世紀に著された『玉塵抄』の記事を手がかりに分析を行った。それによると、「鳥目」「鶯眼」などの名称が、起源である中国と当時の日本とは意味が異なっていることや、当時の日本は銭が貨幣として隅々まで行き渡っていること、銭が人々を豊かにするものであったことが意識されていた。また、当時特有の問題である撰銭については、ランダムに選択することを指した中国の故事とは異なり、意図的に良い銭を選ぶ行為として人々の間で常識的に理解されていた点を明らかにした。

### キーワード

戦国時代 貨幣史 撰銭 精銭 惟高妙安 玉塵抄

### はじめに

近年、戦国期日本における貨幣流通の実態について新たな事実が多く指摘されてきた。具体的な論点は様々であるが、とりわけ長らく議論の対象として重視されてきたのは、当該期に社会問題化した「悪銭」の存在である。<sup>(1)</sup>「悪

「錢」の登場によって、市中では錢の選別行為である撰錢が横行し、しばしば商取引においてトラブルを惹起させた。その要因として筆者はかつて、いわゆる戦国大名と呼ばれる地域権力が登場して各地で「地域経済圏」を形成した結果、各地での貨幣受容に応えるための「地域通貨」が形成されたことにあると指摘した。すなわち、それら「地域通貨」が他地域（とりわけ京都）に流入した際、それらが「悪錢」として忌避の対象となったとしたのである。<sup>(2)</sup> 以上の筆者の指摘について、その当否は今後において批判的な検証を経る必要がある。

もっとも、とりわけ一六世紀は京都を中心として「悪錢」によるトラブルが発生したことは事実であり、それに応じて幕府はしばしば統制令としての撰錢令を發布したこともよく知られている。このような歴史的にも特異な貨幣流通事情にあつて、当時の人々が貨幣（錢）に対して抱いていた観念は、おそらく現代に生きる我々とは異なること、貨幣に対する観念に何らかの影響を与えたことが考えられよう。このことから、当時の人々が抱いていた貨幣観を明らかにすることは、当時における貨幣経済の構造を説明するのみならず、そもそも人間社会において不可欠な貨幣というモノの存在意義について、様々な歴史段階に位置づけて思索するための糸口となるものと考ええる。

これまで中世日本の貨幣観についてどのように理解されてきたであろうか。これまでの研究をまとめると、以下のように整理しうる。

渡来錢流入以来、中世では錢種を問わず一枚一文とする観念が市場で醸成され、基本的には一五世紀まで継承された。<sup>(3)</sup> しかし一五世紀後半になると、明錢の流入も影響したか、興福寺大乗院の尋尊が錢のスケッチを行うなど、錢種に対する区別の観念が社会に浸透しつつあった。<sup>(4)</sup> その結果、一五世紀末期からは戦乱情勢も相まって錢種を区別する観念が広がり、それが撰錢の要因の一つとして作用したと捉えられている。ただし、一六世紀になると貨幣観がどのようになったのかについての分析は、撰錢問題を除いてはほとんど見られない。

そこで本稿では、『玉塵抄』（『玉塵』とも）巻三八にある「錢」の項に注目し、そこで見られる記事を分析することによって、戦国期における貨幣観の一端を読み取る試みとしたい。同書は天文一二年（一五四三）から同二年（一五五三）頃まで相国寺鹿苑院主（僧録）となった惟高妙安が著したもので、中国元代の韻書である『韻府群玉』の一部に注釈や解説を加えたものであり、永禄六年（一五六三）成立とされている。多くは漢籍類から故事を引用して解説した内容となっているが、惟高妙安にとって同時代である、一六世紀半ばにおける日本社会の様子に関する記述がしばしば見られることから、好適な素材であると判断される。ただし、あくまでも禅林の最高峰に立つ人物からみた記述であり、無批判に当時の一般民衆の観念とを同一視することはできない点に留意する必要がある。この点において課題を残すが、現代における貨幣観と当時の人物のそれとの比較検討を行う上では、当該史料の分析は有効なものであると考える。

なお、『玉塵抄』には数種の伝本がある。そのうち最も原本に近いとされる国立国会図書館蔵本（国会本）を底本として検討をする。<sup>(5)</sup> 引用は原則として原文に従うが、読みやすさに配慮して叡山文庫所蔵本（叡山本）を参照して誤字等の修正や送り仮名を補った（該当箇所は「」で示す）。また適宜返り点を補ったが、底本・叡山本を参照しつつ筆者の責任において付したものである。<sup>(6)</sup>

## 一 惟高妙安について

まずは『玉塵抄』著者の惟高妙安について、略歴を確認しておきたい。この人物については、今枝愛真氏や藤岡大拙氏によって詳細に検討されている。<sup>(7)</sup> これらの先行研究に導かれつつ述べてみたい。

惟高妙安は文明一二年（一四八〇）に近江国で生まれたとされ、相国寺広徳軒（後に光源院に改める）の軒主である瀑石等紳から教えを受けた。その後一六世紀初頭に、伯耆国保国寺や海蔵寺に居住したとされている。<sup>(8)</sup> この

間に尼子経久・詮久（晴久）と深く交流し、京都とのパイ役としても活動していたことが知られている。<sup>(9)</sup> 天文七年（一五三八）には景德寺・臨川寺の公帖を受けて西堂となって京都に戻り、同年相国寺に入寺した。天文二二年（一五四三）に南禅寺住持となり、さらに同年から天文一九年（一五五〇）頃まで鹿苑院主（僧録）となっている。晩年は広徳軒に住したとされ、永禄一〇年（一五六七）に死去した。<sup>(10)</sup>

『玉塵抄』には惟高妙安の周辺に関わる事柄もしばしば記されている。そのうち伯耆国に居住していた時期に関する記事については、藤岡大拙氏が詳細に分析している。<sup>(11)</sup> 本稿で検討対象とする「銭」の項の中では、次のような一節がある。（傍線筆者。以下同じ。）

食万銭、何曾曰「ニ」、詳<sup>レ</sup>筋、何曾ハ排<sup>レ</sup>勻ノ何ニアリ、字ハ顛孝ナリ、性カヲコツテ官家ナソ美食ヲシタソ、毎日クイモノ、入目万銭ナリ、千銭ハ一貫ナリ、万銭八十貫ナリ、大官人ニハ、ムシタ餅ヲ必供スルソ、コ、ラノ饅頭ノコトソ、マシノカシラムシスコスホトニシテ、十文字ワレテサケ、子ハクワヌソ、コ、ラニモ管領ノ細川殿ノ膳ハ、毎日カタケノ分カ一貫ノ入目ト云ソ、何曾ハ十貫ノ入目ノ膳ニ向テモ箸ヲ下ウス所ナイト云テ不<sup>レ</sup>食タソ、

「食万銭」というこの一節は、三世紀の晋の時代の人である何曾<sup>(12)</sup>が宮廷における食事の華美であることに腹を立て、「十貫」の入り目の膳に自らは箸を付けなかったというエピソードである。傍線部にある通り、惟高妙安はここで管領細川家の膳についての情報を挿入している。「銭」の項ではこの一件のみを確認しうるが、『玉塵抄』全体で見ると多くの記事を検出できる可能性がある。この点は後考に委ねたい。

以上に見てきた通り、惟高妙安は一六世紀の禅僧としては事実上の最上位の地位を占めた人物であり、『玉塵抄』

をはじめ様々な典籍類を書き遺すなど、当代きつての知識人でもあった。そのような人物の持つ貨幣観は、必ずしも同時代の庶民一般におけるそれとは一致しないこともあり得る。その点に留意する必要があるが、少なくとも当代を生きた一人の観念としてその具体像を掘り起こし、検討を進めたい。

## 二 『玉塵抄』に見る貨幣観

以下は『玉塵抄』の「銭」の項から、惟高妙安の持つ貨幣観について具体的に取り上げ、それが一六世紀日本の貨幣流通とどのように関わっているかについて検討したい。

### (1) 銭の異称「鶯眼」「鳥目」と中国の鶯眼銭

周知の通り、銭は「鶯眼」や「鳥目」などの異称で呼ばれることがある。これは円形方孔の銭の形状が鳥の目に似ていることにちなんだものであるが、特に戦国期によく用いられた呼称であった。この異称について惟高妙安は次のように言及している。

梁末鶯<sup>(本)</sup>ノ眼一、コ、ラモ銭ヲ鳥目ト云ソ、鶯眼ノ心テ云カ、唐ノ書ニ鳥目トシタヤラソ、<sup>(ウカ)</sup>事文類聚ノ続集ノ二  
十六ニ銭ノコトアリ、鶯眼ノコトアリ、コ、ニハ梁ノ末ニ此銭アルトシタソ、<sup>(本)</sup>事文類聚ニハ宋ノ泰始中ニ私ニ銭  
ヲイタソ、一貫ノ長サ三寸ナリ、<sup>(銚)</sup>ウスイホトニソ、此ノ鶯眼ヨリナヲ減シテ、<sup>(薄)</sup>ウスウ小ナヲ紅環銭ト云ソ、ナワ  
デハツナガイテ、<sup>(幣)</sup>ウツクシホソイイトスヂテツナイタソ、<sup>(糸筋)</sup>水ニ入レトモシツマヌソ、<sup>(沈)</sup>市マチテカスエモセヌ  
ソ、<sup>(不審)</sup>十万銭モ一掬ニミタヌソ、一ニキリニ一ハイナイソ、<sup>(換カ)</sup>此ノ銭ニイカホトノ多イ物モカユルソ、鶯眼ト云心ハ  
ナイソ、鶯ノ眼カルウウスイカフシンナリ、

「ころ」(当時の日本)でも銭を鳥目と言うことや、それが鶯眼という意味であろうと考えたことから、梁末に鶯眼銭という銭が流通した事例を取り上げている。ただし次の一節において言及している通り、当時の鶯眼銭は私鑄銭にカテゴライズされるものであった。宮澤知之氏によると、鶯眼銭は劉宋の時代(五世紀半ば頃)に流通した、小型で中央の孔が大きな粗悪銭を指す。「事文類聚の続集の二十六」<sup>(13)</sup>から記事を引用し、当時は私鑄銭も公認されていたと言われており、鶯眼銭はその典型例と説明している。そして鶯眼銭よりもお薄く小さな銭が当時「紅環銭」と呼ばれていたとしている。これは、近年の研究では「緹環銭」と呼ばれている、劣悪な銭貨を指すものと考えられる。縄で繋がずに細い糸で繋いだとしており、水に沈まないほど軽く、わざわざ数えることもしないほど低価値の銭であったと述べている。

もっとも、戦国期日本の「鳥目」や「鶯眼」という呼称は銭一般を指すものであって、必ずしもそのような粗悪銭を指すわけではないので、名称は同様であっても指し示す銭の内実は異なるものである。このことから、引用記事の末尾によると、鶯眼銭が軽く薄い銭という意味であることを不審としている。とはいえ惟高妙安は、古くは中国にも銭に対する同様の呼称がある点に注目し、注記を加えたのであろう。

劉宋の泰始年間(四六五―七一)に私鑄銭として鑄られたという「紅環銭」とは、いわゆる緹環銭を指すと考えられる。これは鶯眼銭よりもさらに劣悪な銭とされており、上記記事中にも、鶯眼銭より更に小さく薄い銭として記されている。

## (2) 銭の形状や機能について

続いて、銭の形状や機能について、次のような記事がある。

錢ノナリハ、内ハヨホウニシテ、外ハマルウテ、内心ハカトヲタヲサス、キツカトシテ、ソトハ人ニ打ヤウテ、ソレ、ニシタガウテ、マンマル柔和ニシテ、サカワイテトボルソ、ツミカサヌナルコトハ山ヲカノ如ニシテ、ナカレテ人ノ用ニ立コトハ、川ノ流レ行ヲト、マリツクルコトナイソ、世ノ宝トナル、此ヲシタシウスルコトハヤヤ兄弟ノ如ナソ、孔方兄ト云ソ、孔ハアナナリ、中ニ穴アリソ、ヨホウナソ、兄ヤヤノヤウニタツトフソ、鳥ノ如ニハネナウシテ飛ヒアルクソ、足モナウシテ千里万里走りアルクソ、一所ニイヌ者ソ、錢ハ音カセンソ、泉ノ心ソ、ワキツルソ、トコエモイヌ所ナイソ、カスカナフカイカクレタ所エモイタル者ソ、ナニコトモ錢デスルマデチャト云タソ、世界ヲソシツタソ、

この記事は、西晋の時代(四世紀初頭)に魯褒が著した『錢神論』に言及する中で述べたものである。<sup>(6)</sup>これによると、凹形方孔という錢の形状について詳しく述べている。そして『錢神論』には、「親愛如兄、字曰孔方、失之則貧弱、得之則富強、無翼而飛、無足而走」という文言があり、これについて触れていることもわかる。それによると、錢の兄や親のように尊ぶということが記されているとし(ただし、魯褒自身はこのような人々の態度には批判的である)、この逸話から「孔方兄」という言葉が錢の異称として用いられるようになったことが述べられている。

さらに錢の機能について触れて、錢は積み重ねると山や岡のようになり、流通することで人のためになるさまは、川が流れて尽きることがないようであり、世の宝となる、と評価している。これらの表現は『錢神論』にも見られる。<sup>(6)</sup>しかし「世の宝」との肯定的な評価に注目している点は、『錢神論』において錢が人々をいざば亡者となすとして否定的な評価を与えている点とは、むしろ対照的といえるだろう。『錢神論』を引用した上でのかかる評価は惟高妙安の誤読という印象も抱くが、あえてこのような「読み替え」をしたことも考えられる。このような解釈がなされることからすれば、いかに当時の社会に錢が貨幣として浸透しており、人々の生活に密着した存在であった

かが窺えよう。

また銭は「泉」と同じ音であることから、泉のように湧いて行き届かない所はなく、どのような場所へも流通したと述べている。これも『錢神論』からの引用による。ただし惟高妙安自身も伯耆に長らく滞在した経験を持つことを踏まえれば、この文章を違和感なく書き写したことに一定の意味を見出すことはできないだろうか。すなわち、一六世紀半ば段階の日本において、各地のほぼ隅々まで銭が貨幣として浸透していた様子が看取されること、それを当然のこととして認識していたと考えられるであろう。

さらに続けて、次のように述べている。

此ノ論ヲ人カ褒(憎)テ(魁)フレマワルホトニ、奉公モセスシテ、ドコデハテタモ不(泉)レ知ソ、賑(賑)貧ヲ濟(賑)レ乏天不  
 如(論、以下同)レニ、此ノ詞ハ錢患命ニアルカ、上ノ真勻ノ神ノ所ニアラウソ、ビンホウニラウシタ者ヲニギワシ、ニコ、  
 トナシ、ナニモナウテトモシウカナシイ者ヲタスケスクウ事ハ、錢テスルソ、イカナ天ノ広大ナ徳ト云トモ、錢  
 ニハ及フマイソ、

魯褒の『錢神論』は人々に憎まれた結果、彼は奉公することもできず行方知れずになったという逸話を引用する。この逸話自体は惟高妙安の創作ではないが、銭に対する否定的評価に対して批判的な姿勢であることを明示する筆致といえよう。そのことは、傍線部において明確化する。ここでは『錢患論』という書(不詳)にあるという一節を引用して次のように述べている。すなわち、銭は貧乏な者を賑わして「にこにこ」とさせる。困窮した人々を救うためには銭が重要であり、どんなに天が広大な徳を持っていても、銭には及ばないだろう、とまで言うのである。人々の救済のためにも銭が最も重要なモノであると位置づけ、その存在を高く評価している。このような発想が当



時のすべての人々に共有されていたと短絡することには慎重であるべきだが、実際に賑恤活動にも携わったと考えられる禅宗の高僧がこのような評価をしていることは、当時における人々の貨幣観を明らかにする上で注目に値するものである。

### 三 戦国期の貨幣流通事情と貨幣観

『玉塵抄』が一六世紀に編まれたことにより、当時における日本の貨幣流通事情が叙述に何らかの影響を与えたと考えられる。果たしていくつかそれと覚しき記事が見られるので、それについて検討したい。

(1)「せいせん」とは何か―「精銭」と「精撰」をめぐって

次の一節は、銭を選別するという行為について記したものである。日本においてはまさに一六世紀に撰銭が社会問題化していることから、かかる社会事情と密接に関わる内容であることが推察される。

青銅錢、文ハ猶一ノ万錢万中一、選錢ヲ一文ヨリ耳白ニセンシタハ、千度・万度エレトモ同者ソ、万中ハ、ナンドエラヒスケレトモ、ハツレスエラフニアタルソ、ハツレヌコトソ、セイセント云ハ、人カ云タハ洗錢ト云タソ、無シンカウナ者カ云タソ、精錢テアラウソ、精ハシラグルトヨムソ、センシタコトヲ云ソ、米ヲ白ヲツクコトソ、精ノ字ハ米ヘンニ青ヲカイタソ、米ヲスケレテ白クレハ、アヲウミユルホトニソ、クワシイトモヨムソ、

まず、この一節に見られる「耳白」については、難解で語義を確定しがたい。同様の故事に取材した記事が、『玉塵抄』の「銅」の項にある。これによると、唐の高宗の時代における文人で、「青錢学士」と呼ばれた張鷟を褒め称えた故事に触れた一節に、「耳白」の語句が用いられている。該当箇所を引用すると、次の通りである。

青銅錢ノ万度センエルトモ、万度ナカラセイセンソ、ワルイハ一モナイソ、耳シロノ金錢ハ、多ニアツテナンド  
ミレトモ、セイセンマデソ、

以上の点を勘案すれば、傍線部にもあるように、「セイセン」との関わりで登場する語句であることがわかる。「耳白」については、『鹿苑日録』にも用例のあることが知られている。それが次の一文である。<sup>(19)</sup>

錢之米<sup>二</sup>于日本<sup>一</sup>、復<sup>二</sup>歸<sup>二</sup>于唐土<sup>一</sup>也、其謂者、日本人出<sup>三</sup>明之京<sup>一</sup>、以赴途中、或<sup>二</sup>乏<sup>二</sup>食物受用等之物<sup>一</sup>、故以<sup>二</sup>精錢之耳白者<sup>一</sup>、人々十貫文・廿貫・百貫文買<sup>二</sup>彼土食物等<sup>一</sup>也、

推測ではあるが、同様の故事が念頭にあったとみられ、傍線部の通り、「耳白」は精錢と関わって登場していることがわかる。ただし語義はここでも明確ではない。この一文について橋本雄氏によると、「耳白錢」と呼ばれた寛永通宝の正徳新錢が高い質を有していたこととの関係がある可能性について指摘している。無論、<sup>(20)</sup> 時期的差異をそのまま勘案すれば、橋本氏も述べるように近世の語義と直接結びつくものではないが、「精錢」と密接に関わった語句であることは疑いなのであるから、ここでは橋本説に従いたい。すなわち「耳白」とは縁が白みがかっており、一目で精錢と判別できるような上質錢として理解される。

次に前者引用史料の傍線部に注目すると、「せいせん」とは「洗錢（錢を洗う）」と人は言う<sup>(21)</sup>と述べた上で、「精錢」と字を充てるべきであろうとしている。また精錢の内実を、「米をすぐれて（選んで）白くすれば青く見える」という「精」の字義と深く結びつけていることがわかる。

ただし、「せいせん」とは、惟高妙安の述べる通り、一律に「精錢」と字を充てるべきであろうか。また、一六世紀に頻出する各権力による撰錢令における記述内容などと比較検討した場合、惟高妙安の述べる「精錢」と果たして同義だろうか。そこで、撰錢令に見られる精錢の定義との比較を行いたい。

例えば、初めて精銭の語句が登場する永正五年（一五〇八）八月発布の幕府撰銭令は、次の通りである。<sup>(21)</sup>

一、セイセンノキ、京銭、ウチヒラメヲソク、其外ノトタウ銭、エイラク、コウフ、セントク、ワレ銭但、ワレト  
ヲラサル銭  
以下、トリ合テ、百文二三十二銭ケリヤウ三分  
一可レ在之於<sup>二</sup>向後<sup>一</sup>者トリタスヘキ事、  
(中略)

永正五八五

沙弥 信祐

近江守三善朝臣 貞運

この法令では、「せいせん」の儀として、京銭・うちひらめを排除するよう規定し、その他は渡唐銭でありながらも忌避されがちであったと考えられる永楽・洪武・宣徳の明銭や、「われ銭」については、一緡のうち三三枚含有させるよう命じている。

このように解されるならば、精銭とは安定的な価値をもって流通していた北宋銭を中心としつつも、逆に忌避されがちであった明銭などの銭貨をも三分の一含んでおり、それによって形成された集合体（緡）に対して与えられた呼称であったことがわかる。そして当然ながら、そこには京銭やうちひらめと呼ばれた私鑄銭と推察される銭は含まれなかった。

ただしここで問題になるのは、法令に見られる「せいせん」に「精銭」の字を充てるべきかという問題である。「せいせん」が「洗銭」という語義で普及している状況があったとするならば、「銭を洗う」、すなわち銭を撰ぶという意味で使用されていた可能性もあるのではないだろうか。つまり、市中で流通する雑多な銭種から規定の通りに銭

貨群（一〇〇文緡）を形成することを「せいせん」と呼ぶのか、あるいはそのようにして形成された錢貨群を「せいせん」と呼ぶのか、ということが問題となる。当然ながら、前者は「精撰（選）」（錢を調べて選ぶこと）、後者は「精錢」（調べて選ばれた錢）の字を宛てるのが適当であり、惟高妙安が「無信仰な者が言った」と批判する「洗錢」は、既に触れた通り前者の意味に近似する。

この問題は一見すれば大差が無いようであるが、事実上一六世紀においてのみ見られる特殊な貨幣のカテゴリである精錢の定義が、当時の人々によってどのように認識されていたかに関わる問題である。すなわち、当時の人々の貨幣観を知る上で重要な示唆が得られる可能性がある。その点に鑑みて、今少し詳しく検討してみたい。

以後しばらく幕府撰錢令から精錢の語句は見られないが、降って永祿九年（一五六六）に出された「細川昭元撰錢定書案」<sup>(22)</sup>によると、次の通りに確認される。

定

上京中洛外

一、せいせんの儀、せんとく、しんせん、こうふ、ゑみやう、われ錢、かけ錢、ふちすこしかけたるんどるへし此分ハえらふへし、  
其外ハ可<sup>二</sup>取渡<sup>一</sup>事、

（中略）

永祿九年三月十七日

越前守三善判  
（龜尾為清）

いわゆる三好三人衆が足利義栄を奉じて入京した際に、名目的ではあるが管領となった細川昭元（のち信良）によって発布されたとされる撰錢令である。これによると、宣徳・新錢・洪武・恵明・「われ錢」・「かけ錢」（ただし縁が少し欠けただけのものは除く）は撰錢による排除の対象とするが、それ以外は貨幣として受用すべしと定めて

いる。

ここでは、「せいせんの儀」という法文でありながら、そもそも精銭とは何かという定義が明記されているわけではないことがわかる。むしろ精銭とはなり得ず撰銭によって排除されるべき銭種のみが記載されているのである。もともと撰銭として排除すべき銭種を明確にすることは、逆にそれ以外が精銭であることを意味するのであるから、すなわち「せいせんの儀」は「精銭の儀」であり、精銭の定義を示した法令であったと理解しても差し支えないという指摘も可能であろう。

しかし「せいせんの儀」と提起しながら、次に続く文面は具体的な銭種を掲げた上で、「此分は撰ぶべし」と述べていることからすれば、「精銭の儀」と字を宛てるのではなく、むしろ「精撰の儀」と充てる方がふさわしいとは言えないだろうか。

そこで次に、三好三人衆を京都から排除して上洛し、永禄一二年（一五六九）に発布した織田信長による撰銭令<sup>(23)</sup>を次に掲げよう。

定精撰条々

- 一、ころ、やけ銭、せんとく、二文たて
- 一、ゑみやう、大かけ、われすり、五文たて
- 一、うちひらめ、なんきん、十文たて、此外撰銭たるべき事、

（中略）

永禄十二年二月廿八日

（後略）

これによると、冒頭にある通り「せいせん」は「精撰」と表記されていることがわかる。発布主体が異なるとはいえ、京都を対象にした撰銭令としての連続性を認めるならば、やはり「せいせんの儀」の「せいせん」は「精撰」の字を充てるべきであろう。つまり各種撰銭令に見られる「せいせん」とは「精撰」（つまり撰銭）の意味であり、撰銭令は、撰銭によって排除すべき銭種の規定として発布されたものである。厳密に言えば、精銭とすべき銭種の制定を主眼とする法令ではなかったと考えられるのである。

もっとも、「精銭」とカテゴライズされた、広く人々が良貨と認識する特定の銭種が市場で流通していたことも事実である。<sup>(25)</sup>むしろそれゆえにこそ、先に触れた『玉塵抄』の記述にある通り、当時の人々にとっても「せいせん」は「精銭」「精撰」の両義を示す語句として認識されており、その使い分けにはしばしば混乱があったものと考えられる。

## (2) 『蒙求』からの引用にみる撰銭認識

次の一節は、劉寵という人物に関するエピソードについて述べている。劉寵は後漢時代（二世紀後半）に会稽郡太守となった人物で、善政を敷いた人物として『後漢書』に紀伝が記されている。それによると、善政が評価されて都へ栄転する際、山陰県の五・六人の老人が、餞として一人百銭づつ献上して劉寵を見送ったという。『玉塵抄』ではそのエピソードを引用した上で、次のように述べている。

劉ヲ京エ召シ上セラル、ホトニ、会稽コウリノ山陰ト云所地下ノ年ヨリノヲトナ五・六人、年ヨリテ眉毛ノ白<sup>(ウ)</sup>ラナカイ、彪眉ハ、彪ハ毛ノ長ヲ云ソ、ハウトモマウトモヨムソ、皓首ハ、皓ハ白トヨムソ、白髮ナコトソ、五・六人ノ年ヨリドモ人賣<sup>(ウ)</sup>、ソソレ<sup>(ウ)</sup>ニ料足十疋ツ、紙ニツ、シテ、劉一ニ送、ハナムケニシタソ、(中略)劉一カ

ハナムケ二百文ツ、ツ、シテモチキタ料足ヲ、ドレモ百ノ中ヨイ大ナ一文ツ、エツテトツテ、志ヲウケタソ、賢者ナコトソ、サテ異名(二脱カ)一錢太守ト云タソ、蒙求ニモ劉寵一錢トアリ、蒙求ヲミルニ、寵為レ選二一大錢一ト、コ、ニハ寵各選(二脱カ)一大錢一トアリ、各トアル時ハ、百ツ、モチキタ十足ノ内ヲ、一文ツ、エラウテ、ヨイヲ取タヤウナソ、為選(二脱カ)ト云時、モチキタ者ノ為ニヨイヲ一文トツタヤウナソ、後漢書ノ伝ニハナニトアルヤラ、百文ツ、人々モチキタ百ノ内テ、ヨイ錢ヲ一文ツ、取りサウナコトソ、蒙求ヲモワカイ時キイタホトニ、ネンコロニハヲホエサルナリ、

『後漢書』によると、この餞を贈られた劉寵は、自らを讃える老人たちの言葉に謙遜の態度を示した上で、それぞれが持ち寄った一〇〇枚の錢から一枚ずつの「大錢」だけを抜き取り、餞として受け取ったという。その彼の態度から、尊敬の念を込めて「一錢太守」と呼ばれたと結ばれている。

そこで『玉塵抄』の文章と比較すると、若干異なる点が見られる。前者の傍線部では「百の中の良くて大きな錢を一枚運び取った」とある。「大錢」の記述自体は当初からあるものだが、「良い」という評価は、新たに加えられたものである。

後者の傍線部はより注目すべき記述である。『蒙求』にも「劉寵一錢」の記事があるとして、その内容について述べている。それによると、『蒙求』には劉寵が「大錢」を一枚選んだという記述は同様だが、一〇〇枚のうち一枚の「良い」錢を取ったとあるという。『後漢書』ではどうなっているかと述べていることから、惟高妙安はこのエピソードについて、『蒙求』を主に参照しようだが（ただし末尾にある通り、詳細には記憶していないと述べており、直接参照したわけでもないようである）、一〇〇文ずつ人々が持ち寄ったうち、「良い」錢を一文ずつ選んで「取りそうなことぞ」と述べている。

では実際に『蒙求』の記事はどうなっているだろうか。次に関連箇所を引用する。<sup>(27)</sup>

山陰県有<sup>二</sup>五六老叟<sup>一</sup>、<sup>(28)</sup>彫眉皓髮、自<sup>三</sup>若邪山谷間<sup>一</sup>出、人齎<sup>三</sup>百錢<sup>一</sup>以送<sup>レ</sup>寵、(中略)寵為<sup>レ</sup>之選<sup>二</sup>一大錢<sup>一</sup>受<sup>レ</sup>之、

解釈すると、山陰県に五・六人の老人があり、白毛混じりの眉に白髪であったが、若邪山谷の間のところから出てきて、それぞれ一〇〇錢を持参し、劉寵に餞別として贈った。そして劉寵は「一大錢」を選んで受け取った、という。「選」大錢」は、『後漢書』と同じ文面であり、先には「一枚の大錢を選ぶ」と解釈したが、『蒙求』を分析した早川好三郎氏は「一番大きな錢」と解釈している。<sup>(28)</sup>いずれが正確であるかの決め手には欠けるので、後考に委ねたい。いずれにせよ、『蒙求』においても「大錢」を一枚ずつ抜き取って受け取ったとの叙述は認められるが、「良い」錢を選んだという記述は見当たらないことがわかる。

『玉塵抄』における劉寵のエピソードの引用について結論を述べるならば、惟高妙安の記述は、『後漢書』『蒙求』に記された内容と全く一致するものではなかったということになる。この点は惟高妙安自身も『蒙求』を正確に覚えてはいないと注記している通り、本人にも正確性に自信が持てなかった様子を窺うことができる。

しかしここで重視すべきは、不正確な記憶であったからこそ、「良い」錢という本来は存在しない叙述が表出されたことである。ここに惟高妙安の錢貨に対する認識が滲出していると見るべきであろう。すなわち、彼の生きた一六世紀日本において、錢貨を選ぶという行為は、「良い」錢を選ぶ行為であるのが常識だったのである。だからこそ、「良い錢を一文ずつ取りそうなことぞ」と彼自身も述べているのである。



おわりに

以上やや散漫になったが、『玉塵抄』の銭に関する記述から、一六世紀に生きる人々の貨幣観の具体像を析出する試みを行った。その結果、当時における特有の「撰銭」という社会問題が貨幣観に大きく影響している事実が改めて確かめられたのではないだろうか。本稿で具体的に指摘した点を整理すると、次の通りである。

当時の日本で銭の異称として広く用いられた「鶯眼」「鳥目」について、古くは中国での使用例がある共通性に惟高妙安は注目し、銭が鳥の目になぞらえられることについて考察している。ただし名称は同じでも、日本では銭一般の異称であることに對して中国では粗悪銭を指すものであり、実際には異なる意味付けを与えられた呼称であった。

次に、禪僧である惟高妙安にとっても、銭を稼ぐという行為については鷹揚であったことがわかる。いかに徳があっても銭がなければ困窮した者を救えないという観念は、現代人からみても現実的な思考という印象を受けるであろう。このような貨幣観は、僧侶として具体的になんらかの救済事業に携わった可能性のある人物だからこそ抱いたものであったのであろうか。もっとも一方では、利他的な行為である喜捨によって自らを救済するという、勸進活動を支えるの観念も当然ながら広く社会に浸透していたはずであり、それを主導したのも僧侶たちであっただろう。このいわば二律背反的な貨幣観が併存する状況は、一六世紀だからこそというよりは、どちらかといえば時代を問わず存在していたとも考えられる。いずれにせよ、銭を得ることが自らを救済することに繋がるといふ観念が当時において存在していることは、いかに混乱しようとも貨幣経済が崩壊せず下支えした要因であったともいえよう。

そして、「せいせん」に「精銭」と「精撰」の両義があり、当時においても使い分けに混乱が見られた点を明らかにした。これは現在においても撰銭令の法文解釈においてやや混乱が見られる点でもある。改めて「精銭」とい

う語句の使用事例を精査し、その特徴について分析する必要があるだろう。ただし本稿ではそれを果たせなかったので、他日を期したい。

最後に劉寵のエピソードについて検討し、「錢を選ぶ」という行為が、惟高妙安にとっては「良い」錢を選ぶことと同義であると理解している点を指摘した。これは一六世紀日本における貨幣流通事情に大きく関係するものであると考えられる。すなわち「悪錢」が社会問題となっていた中で、頻繁に錢に接する人々としては、「錢を選ぶ」という行為が日常的となっていたであろう。そして、「選ぶ」ことは「良い」錢を選ぶことであるという觀念が常識化され、惟高妙安を通じて『玉塵抄』の記事に表出したのである。

また、日本では大錢がほとんど流通しなかったか、あるいは逆に嫌われたことも勘案すれば、参照元の記事にあった「大錢」をあえて選び取ることに違和感を感じたことも考えられる。そこで惟高妙安は、当時の人にとって「選ぶ」という行為に馴染みのある、「良い」錢という注釈を付けたとも推察される。

以上、『玉塵抄』を記した惟高妙安の觀念を通してという限定をする必要があるが、一六世紀日本における人々の貨幣觀の一端を明らかにした。残された課題は多いが、さらに分析を進めることによって、考察の精度を高めていきたい。

## 注

(1) 嚙矢となる研究として、小葉田淳『日本貨幣流通史』(刀江書院、一九六九年、初出一九三〇年)がある。研究史の詳細は拙著『戦国期の貨幣と経済』(吉川弘文館、二〇〇八年)で触れたので、ここでは繰り返さない。本稿では必要に応じて参照するものとする。

(2) 前掲拙著参照。

- (3) 中島圭一「日本の中世貨幣と国家」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年、初出一九九八年)。
- (4) 『大乘院寺社雜事記』長祿二年(一四五八)春雜載「料足名」。清水克行「大乘院尋尊の錢貨一覽表について」(『出土錢貨』八一、一九九七年)などを参照。必ずしも正確に模写されたものではなかったことが明らかになっている。
- (5) 実際には、国会本の写真版である、中田祝夫編『抄物大系別巻・玉塵抄』(勉誠社、一九七〇〜七二年)を使用した。本稿が主に参照する「錢」の項は、第八卷(一九七一年刊)所収。書誌については、柳田征司『室町時代語資料としての抄物の研究』上・下(武蔵野書院、一九九八年)も参照。
- (6) 叡山本は国会本とほぼ同時期に写されたものだが、下記先行研究によると国会本がより原本に近い写本と位置づけられている。本稿もそれに従い、国会本を主な検討対象とする。ただし叡山本には、国会本に見られる明らかな誤字等を修正した箇所や、読みやすくするために送り仮名を付した箇所があるので、対校のため東京大学史料編纂所が架蔵する写真帳を参照した。また、別系統と思われるもう一つの写本に、東京大学文学部国語研究室所蔵本がある。しかし本稿で参照する箇所は伝来しておらず、写された時期は叡山本よりもさらに下るとされていることから、本稿では検討の対象外とした。以上、出雲朝子『玉塵抄を中心とした室町時代語の研究』(桜楓社、一九八二年)、同『玉塵抄』の東大国語研究室蔵本について(一)(二)(三)(『青山学院女子短期大学紀要』四一・四五、一九八七・九一年)参照。
- (7) 今枝愛真「玉塵の著者について」(『日本歴史』八四、一九五五年)、同『中世禪宗史の研究』(東京大学出版会、一九七〇年)、同「玉塵抄著者考―惟高妙安について」(前掲中田編『玉塵抄』一〇所収、一九七二年)、藤岡大拙「惟高妙安と尼子氏」(同『島根地方史論攷』きょうせい、一九八七年、初出一九八六年)参照。
- (8) 惟高妙安の伯耆下向の時期については、永正一三年(一五一六)とする説もあるが、確証はない。日置象左エ門「伯耆国大谷保国寺私考」(『日本歴史』三四八、一九七七年)参照。
- (9) 注(7)藤岡論文。
- (10) なお、天文期頃に武田信玄に請われて甲斐恵林寺住持になったとされ、歴代住持にも挙げられているが(横山住雄『武田信

玄と快川和尚』戎光祥出版、二〇一一年、七一頁。ただし「住山時期不詳」としている)、実際に下向した徴証を確認することはできなかった。

(11) 注(7)藤岡論文。

(12) 『書史会要』卷三の「晋」の項に、「何曾、字穎孝、陳国陽夏人、官至太傅、諡曰元善草書」とある。

(13) 宮澤知之『中国銅銭の世界―銭貨から経済史へ』(思文閣出版、二〇〇七年)一一九頁参照。

(14) 『事文類聚』は一二四六年成立の、南宋の祝穆が編纂した類書である。『玉塵抄』は『韻府群玉』の注釈書として成立したことは知られているが、李承英『『玉塵抄』における引用文献―『韻府群玉』との比較』(『筑波応用言語学研究』一〇、二〇〇三年)によると、『事文類聚』は『韻府群玉』に引用例がない。惟高妙安が独自に引用したものであると考えられる。

(15) 『銭神論』については、福原啓郎『銭神論の世界』(同『魏晋政治社会史研究』京都大学学術出版会、二〇一二年、初出二〇〇一年)参照。

(16) 『晋書』魯褒伝所収の『銭神論』には、「其積如山、其流如川、動靜有時、行藏有節、市井便易、不患耗折、難折象寿、不賈象道、故能長久、為世神宝」とあることから、『晋書』に基づく記述であることがわかる。

(17) 前掲中田編『玉塵抄』一所収(一九七〇年)。

(18) 『日本国語大辞典』の「耳白」の項では、『玉塵抄』のこの一節を引いて、「外縁が白いこと」としている。ただし、その解釈に至った理由は明確ではない。

(19) 『鹿苑日録』明応八年(一四九九)八月六日条(抜粋)。

(20) 橋本雄『中華幻想―唐物と外交の室町時代史』(勉誠出版、二〇一一年)二〇九―一〇頁。

(21) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集二・室町幕府法』(岩波書店)追加法三四五・三四六条。

(22) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集五・武家家法Ⅲ』(岩波書店)六一五。

(23) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集五・武家家法Ⅲ』(岩波書店)六八五。

(24) 細川昭元撰錢定書案の引用元である『中世法制史料集五』では、「せいせん」に「精錢」と注釈を施している。この場合には、「錢を精(しら)べる」との語義とするならば論旨と相違はない。ただし「精錢」というカテゴリの呼称として理解するならば、それは誤りとなる可能性を指摘しておきたい。しかし、やはり正確には「精撰」と充てるべきであろう。

(25) ただし、永祿期に「精錢」と記された史料は、精錢の対象錢種を明確に規定した後北条氏に関係するものが多く、ほかは大徳寺に関係する史料にはほぼ限られるという偏りが認められる点に注意すべきである。「精錢」という語句使用の時間的・空間的広がりについては、より厳密に精査すべきものと考ええる。

(26) 注(14)李論文によると、『韻府群玉』には『蒙求』からの引用事例は見られない。先に触れた『事文類聚』と同様に、惟高妙安が独自に『蒙求』の記事を参照して記した可能性が高い。

(27) 早川好三郎『蒙求』下(新釈漢文大系、明治書院、一九七三年)・五七九。解釈も同書を参照した。なお、引用に当たっては常用漢字に変換した。

(28) 同右参照。

## ○『玉塵抄』（国会本）「銭」の項 翻刻

（中田祝夫編・抄物大系別巻『玉塵抄』八、勉誠社刊を底本とする）

### 〔凡例〕

- ・改行位置はすべて原文ママである。
- ・本文中の「○」や文字罫（□）はすべて原文ママである。
- ・読点や中黒は校注者の判断に基づいて記した。
- ・常用漢字のある旧字はすべて常用漢字で記した。
- ・振り仮名や送り仮名は一部を除いて省略した。
- ・合点の記された箇所は一字サゲで示した。
- ・返り点は国会本にはほとんど記されていないが、叡山本に多く記されており、それを参照して校注者の判断に基づいて記した。そのため、国会本や叡山本とは返り点の記載が異なる箇所もある。
- ・（ ）で記した内容は、校注者が付した注釈である。
- ・〔 〕で記した内容は、国会本と叡山本と記述が異なる箇所につき、叡山本の記述を示したものであり、かつ校注者が叡山本の記述を採用すべきと判断したものである。本文の脇に記したものは、文字を置き換えるべきと判断したものである。「×」を記した箇所は、その文字が叡山本では記されておらず、かつ文意を勘案すれば削除すべき字と判断したものである。また本文の中に挿入したものは、文字を挿入すべきと判断したものである。

〔本文〕

○錢 昨仙切センナリ、○禹湯始用<sup>レ</sup>金鑄<sup>レ</sup>幣、周立<sup>二</sup>九府圜法<sup>一</sup>、詳<sup>レ</sup>布、秦半兩<sup>一</sup>〔ナリ〕、○漢興有<sup>二</sup>榆莢<sup>一</sup>、詳<sup>レ</sup>莢、○文帝四銖<sup>一</sup>、武帝五銖<sup>一</sup>、又半兩<sup>一</sup>、又赤側<sup>一</sup>、一当<sup>レ</sup>五、○鄧通得自鑄<sup>レ</sup>、詳<sup>レ</sup>銅、金<sup>一</sup>圻、詳<sup>レ</sup>圻、王莽幼<sup>一</sup>、壯<sup>一</sup>、詳<sup>レ</sup>銖、公孫述鉄<sup>一</sup>、○梁末鸞眼<sup>一</sup>、○馮謹焚<sup>〔九カ〕</sup>丁、馮驩ハ馬ヘンニカクソ、コ、ニハ言ベンニ謹ノカイタソ、馮民ニ謹ノ字ノ者ハナイソ、東勻ノ馮驩ニモ錢ノ券ヲヤイタコトハナイソ、錢券ヲ錢ヲカリタ借状ナリ、ソレヲヤイテステ、ヲウセタ者ニコワヌコトカ、漢ノ高祖モ券ヲ折ト云コトアリ、折モ焚ト同心ソ、一十萬貫通<sup>レ</sup>神、詳<sup>レ</sup>神、一神論、賑<sup>レ</sup>貧濟<sup>レ</sup>乏、天不<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>、禹湯用<sup>二</sup>金<sup>一</sup>、一夏ノ禹王、殷ノ湯王ハ、金ヲ以テ錢サセラレタソ、金〔ハ〕鉄ノコトナリ、上古ハ字カスクナウテ、カネト云エハ金ノ字ハカリヨカク、後ニハカネモ、ソノカネ、ニヨツテ字カカワツタソ、金銀銅鉄ノカワリアリ、金テセニヨイルハ、コカネテハイヌソ、クロカネ・アカ、ネテイルソ、ソレヲモ金デイルト云タソ、唐〔ニハ〕立<sup>一</sup>、周ノ時ニ九<sup>一</sup>府ノ錢アリ、府ハクヲノ心ソ、圜法ハマルイ心ヲ云タカ、事林広記ニ九府錢ノコトアリ、事林本在<sup>レ</sup>他、不<sup>レ</sup>考マ、ニ用<sup>レ</sup>金幣ヲ鑄トアリ、ゼニヨイルコトナリ、幣ヲセニノコトニシタソ、

幣ノ字ハ下〔タ〕ニ巾ノ字ヲカイトソ、キヌ布ノ字ソ心エカタイホドニ、  
 字注ヲミタニ帛ナリトシタソ、又一ニハ財ナリトシタソ、タカラト云  
 心ソ、集勻ニハ贄トカイトシタソ、貝ハタカラナリ、貝ヲ下タニカ  
 ク時ハタカラナリ、絹帛モタカラソ、心ヲ以テタカラノ心テ錢ヲ  
 幣ト云タソ、九府円法ハ九ノ色アルカ、円ト云ハ、アマネウカクルコト  
 ナク、ドコ〔エ〕モ伝リ通スル心ソ、錢ヲ泉ト云ソ、水ノドコエモ流レテ  
 通シトヨリアルク心ク、サルホト〔二〕錢ノ異名ヲ泉ト云ソ、泉ノ字  
 ハ白水トカクソ、白水真人ト云ソ、白水ノ二字ハ泉ノ一字ナリ、真  
 人ノ二字ハ、イハ人ノ字ソ、ヒト・具トヲアワセテ真ノ字ソ、眞ハ  
 真〔人〕ノ字ナリ、貨ノ字ヲ錢ヲ貨泉ト云ソ、貨ハタカラトヨムソ、  
〔録、以下同〕  
 禅泉二起白水真〔人〕活頭、一円二成黄面老子ノ功德トアリ、錢ヲアゲ  
 用テ黄面ハ仏ノコトソ、仏ノ功德、仏事ヲ成就シタ心ソ、錢ヲ以テ仏事  
 ヲシタ心ソ、地獄沙汰モセニデスルト云タソ同ク、秦半兩一、半兩ハ一  
 兩ノヲモサノ半分カ、コ、ラノ錢ハ四銖ナリ、十二銖ハ一兩ノヲモオサヲノ  
 半ハ六銖、秦ノ時ハ六銖ノヲモサカ推ノ義ソ、漢ノ高祖ハ八銖ニイ  
 サセラレタソ、文帝ハ四銖〔録〕ソ、物ヲ儉約ニサシムタ王ナリ、武帝ハ一銖  
 マサレタソ、又半兩ノ六銖ニモセラレタソ、又赤側字ノ心不レ知ソ、一当



五ハ一文カ五文メノヲモサカ、二十銖テアラウカ、○漢興有榆莢一、  
入声ノ葉勻ノ莢ニアリ、漢ノ世ハジマツテハ、錢ノ重メアツカイニク  
サニ、小ニメ<sup>(シテカ)</sup>一文ヲワケテ百文ホトニ、カルウチイサウメイサセラレタ  
ソ、楡一ノ葉ハチイサイカ、ナニノ木ヲコ、ラニ云ヤラ、楡ヲコ、ラニハ  
ニレノ木トモ云イ、又ハアウチトモ云ソ、ソノ葉ハマルウチイサウハ  
ナイケナソ、楡錢可<sup>レ</sup>穿柳帶柔ト、谷カ勻ニアリ、王莽幼一  
壯一、詳<sup>レ</sup>銖、上平虞勻ノ鉄<sup>(鉄)</sup>ニアリ、王莽錢ノシナヲ多ウイタソ、  
九品アリ、五ハカリシルイタソ、九ノ品スキトハノセヌソ、幼一ハイトケ〔ナイ〕  
ト云ワ、チイサイ小メ錢<sup>(子)</sup>ソ、壯一、壯ハサカンナトヨムソ、人ノ年ノ三十  
ハカリナヲ云ソ、中ホトノ錢ナリ、排勻ノ公孫ノ所ニハ述ハナイソ、イツ  
ノ時ノ者ヤラ、鉄一ノコトハ知ヌソ、鉄テイタコトカ、○梁未<sup>(未)</sup>鶩ノ眼一、コ、  
ラモ錢ヲ鳥目ト云ソ、鶩眼ノ心テ云カ、唐ノ書ニ鳥目トシタヤラソ、  
事文類聚ノ続集ノ二十六ニ錢ノコトアリ、鶩眼ノコトアリ、コ、ニハ梁ノ  
末<sup>(末)</sup>ニ此錢アルトシタソ、事文類聚ニハ宋ノ泰始中ニ私ニ錢ヲイ  
タソ、一貫ノ長サ三寸ナリ、ウスイホトニソ、此ノ鶩眼ヨリナヲ減シテ、ウ  
スウ小ナヲ紅環錢ト云ソ、ナワデハツナガイテ、ウツクシホソイイ  
トスチテツナイタソ、水ニ入レトモシツマヌソ、市マチテカスエモセヌ

ソ、十万錢モ一掬ニミタヌソ、一ニキリニ一ハイナイソ、此ノ錢ニイカホトノ多  
イ物モカクルソ、鶯眼ト云心ハナイソ、鶯ノ眼カカルウスイカフシンナ  
リ、○鄧通伝自鑄<sup>(空カ)</sup>一、詳<sup>レ</sup>銖、鄧通カコト排勻ノ鄧ニアリ、漢ノ文  
帝ノ夢ニ天工<sup>(空カ)</sup>ノ上ラムトミサシムタソ、者カウシカウ推シアケタソ、ソノ者  
カ、兵ノシリカヤフレタソ、夢サメテ新元テ通ソミサシムタソ、衣カヤ  
フレタソ、カワイ、ト文帝ノ思テ、銅山ノ銅ヲ通ニタマウタソ、ワルサレテ通カ私  
ニ錢ヲイタソ、私ニハエイヌソ、此ハユルシカアツテイタソ、鄧通錢ト云  
タソ、コ、ニハ銖ノ字ニ詳トシタソ、銖ノ所ニナイソ、金一埒ノ所ニナイ  
ソ、蒙求ニアリ、馬ノ埒ニ金錢ヲアウテカケタソ、錢埒ノコト蒙求ヲ  
ミタニミエヌソ、十万貫通<sup>レ</sup>神、上真勻ニアウタソ、張廷賞カコトハ排勻  
ニハナイソ、一神論ハ魯褒カ論ヲ作タソ、晋書ノ魯褒カ伝ニア  
リ、晋書ノ列伝第六十四ノ隱逸伝ニアリ、世間ノマジロイヲイヤガツテ、  
ヒツコウテ心安シテイル者ヲ隱逸ト云ソ、逸ハ身ト心トヲヤスウメ、  
物ニカ、ワライテイルヲ云ソ、魯褒カ伝アリ、字ハ元道ナリ、学<sup>(カ)</sup>  
問ヲコノウテ、物ヲ人ニ多〔ナウ〕ナライキイタソ、ヨサナウヤラ貧計  
寒素ニシテソタツタソ、晋ノ元康ノ後カラ晋ノ天下カヤブレテ、  
ナニモヤフレテ、正儀ナイソ、魯褒カ時世ノ末ニナリテ、人ノイヤシウ

ムサブリキタナウナツタコトヲ、イタミカナシウテ、吾カ姓ヤ氏ヤ名ヲ  
カクイテタレトモ、主ナシニシテ、錢神論ヲ作タソ、錢ノナリハ、内ハヨホウ  
ニシテ、外ハマルウテ、内心ハカトヲタヲサス、キツカトシテ、ソトハ人ニ打ヤウテ、  
ソレノニシタガウテ、マンマル柔和ニシテ、サカワイテトヨルソ、ツミカサヌ  
ナルコトハ、山ヲカノ如ニシテ、ナカレ行テ人ノ用ニ立コトハ、川ノ流レ行テト、  
マリツクルコトナイソ、世ノ宝トナル、此ヲシタシウスルコトハ、ヨヤ兄弟ノ如  
ナソ、孔方兄ト云ソ、孔ハアナナリ、中ニ穴アリソ、ヨホウナソ、兄ヤヨヤノ  
ヤウニタツトフソ、鳥ノ如ニハネナウシテ飛ヒアルクソ、足モナウシテ千里  
万里走リアルクソ、一所ニイヌ者ソ、錢ハ音カセンソ、泉ノ心ソ、ワキツ  
ルソ、トコエモイヌ所ナイソ、カスカナフカイカクレタ所エモイタル者ソ、  
ナニコトモ錢デスルマデチヤト云タソ、世界ヲソシツタソ、此ノ論ヲ人カ  
褒ヲニクンテフレマワルホトニ、奉公モセスシテドコデハテタモ不レ知ソ、  
賑レ貧ヲ濟レ乏、天不レ如レニ、此ノ詞ハ錢患論ニアルカ、上ノ真句ノ神ノ  
所ニアラウソ、ビンホウニラウシタ者ヲニギワシ、ニコノトナシ、ナニモナ  
ウテトモシウカナシイ者ヲタスケスクウ事ハ、錢テスルソ、イカナ(ニカ)  
天ノ広大ナ徳ト云トモ、錢ニハ及フマイソ、礼錢、拜三公一ヲ者、輪東園ノ  
一ノ千万一ヲ、**後羊統伝**、後漢書ニ羊一カ伝アルカ、羊一カコトハ、排勻ノ

羊ニアリ、魚ヲカケテ受テ用ヌコトハカリノセタソ、コ、ノ札錢ノコト  
ハノセヌソ、後漢書ノ列伝ノ第九ニ〔伝〕アリ、字ハ興祖ナリ、平陽ト云所ノ  
者ナリ、南陽ノ守護ニナツテソマエ行時ニ、ヤフレタヒケウナ者ヲキ  
テ、人ニマギレテタレモエシラヌコトタチテ、人モツレイテ南陽郡ノ中ヲ  
アルイテ、ソコノ人ナリカ、リ、人ノ心ノヨイアシイコトトモヲ、ミ及ヒキ  
イテ、ソコノ者カホメソシルコトトモヲキイテ、ソノ後ニ守護所エ移テ、  
ソコノ所ノ役ヲモチ、所ヲサバキ、所ノヲトナヲスルヤウナ者ノ心ノレン  
チヨクナ、カ欲ノフカイ者ナトヲ前ニスキトヨウ知スマイテ、政ヲ行  
タソ、大賢者ソ、郡ノ内ノ者モヲソレ、身ヲフルワカイタソ、ノ時權  
勢ヲスル者モヲソレタツトヒ、隔心シタソ、靈帝ノ羊一ヲ太尉ノ官ニ  
ナサウトサシムタソ、大尉丞ハ法ヲタ、ス官ソ、ソノ時三公ノ位ニナル者ハ、  
東園ニ札錢ヲ千万貫ヲ進上スルソ、東園ハ天子エ札錢ヲ納ル所カ  
ソ、天子カラ中使ヲダイテ、タシカニ納カヲサメヌカヲミセサセラレ  
タソ、此ノ使ヲ左庶ト云タソ、左庶長〔・右庶長〕ト云官アリ、此ヤウ  
ナ、色々ノコトヲトリアツカウ官ソ、羊一カ天子ノ使ナトヲ、庫藏  
ノクラノソハノ、アラムシロニナヲイテ、ヤフレタキル者ハカマドヲモチ  
アケテ、中使ニミセテ、私カブンハ此ノテイマデキ云タソ、〔中〕使馬ノマイ

ニソヲタ者カ帰テ、帝ニマラシタソ、帝ノブキゲンニイララムタソ、  
賢者ノ本ニシテ礼ナトヲウケヌソ、サルホトニ高イ公ノ位ニ羊一ハナ  
ラヌソ、礼錢ト云字ハ日本ノ俗ビタ字チヤカアルソ、餐錢列一侯  
賜<sup>二</sup>一、奉<sup>レ</sup>品、○賜<sup>レ</sup>厨、伝<sup>レ</sup>錢也、列侯ハフセウノ侯ナリ、コ、ラニ御所ノ  
ハンノ奉公衆ノヤウナ位ソ、ソレニハ天子カラ飯米錢カラル、ソ、  
奉<sup>レ</sup>品ハ、列侯ニ位ノ品カアルソ、ソノシナノ多少カアラウソ、クイ者  
シタツルザツシヤウ所エヤツテ、料足ヲタシカニヤルコトソ、滄錢八百  
字ソ、意錢<sup>マ</sup>一之戲、**後梁奠伝**、即攤錢、梁奠ハ排勻  
ニナイソ、後漢書ニ伝アリ、漢書在<sup>レ</sup>他、不<sup>レ</sup>考、此コト戯トアリ、攤  
錢トアリ、攤ハ物ヲヒログルコトソ、錢ヲヒロクルコトハナニスルコトソ、百  
ツ、ナラフルコトカ、一貫ツ、ナラフルコトカ、一文ツ、ナラフルコトカ、意  
錢ト云タ意ノ字ノ心不<sup>レ</sup>知コトソ、緡錢、漢武算<sup>二</sup>賈人一、**食貨**、漢  
ノ武帝ノアキウドノ一貫ツ、ニツナイダ錢ヲカスエテ、イカホトアル  
ト云コトヲ知レタソ、王ノシサウモナイコトソ、緡ハイトヤ緒ヤ繩ヲ  
云ソ、流錢、流<sup>一</sup>、流<sup>レ</sup>一、トチエヨムヤラ、流ゼニモ流<sup>レ</sup>一モ同心ソ、流ト  
云ハ多イ心ソ、物ノ多イコトヲハ流ヤウナト云ソ、粟麥地ニ流ト云タ  
コトアリ、五谷<sup>意</sup>ノブネウナ年ハ、アワ・ムキ・米大地ヲ流ト云ソ、守錢、一

虜、詳<sup>レ</sup>虜、後漢ノ馬援カコトナリ、上声ノ慶<sup>レ</sup>勻ノ虜ニアリ、

馬援カ云タソ、ヲヨソ財宝<sup>レ</sup>錢ヲ多ウ以テ人ニトラセ、カナシイ者ニ

トラセテ、ニキ<sup>キ</sup>ヲワスルコトソ、本ニシホメタコトソ、ソレサナウテ、錢ヲツミ

カサネテ以タヲタノシウテ、チツトモウセチラセイテヲクハ、ソレハ

タ、一向<sup>レ</sup>錢マブリマテソ、メシウトヲ守テニカサジトシテ、ソハニ付テ

守テヤル者マデソト云テ、財宝ヲウケテヲヤ子・シンルイ・イト

コ・ハツコマテニヤツタソ、後漢書ノ列伝ノ第八ニ馬援カ伝アリ、コ、ノ

コト、勻<sup>レ</sup>府ノ慶<sup>レ</sup>勻ニノセタト、同ク守<sup>レ</sup>錢、虜爾守<sup>二</sup>錢虜<sup>一</sup>ヲ耳、

トチエヨマウヤラ、錢ヲ虜ニシテ、ソレヲ守マテソト云心ソ、守<sup>レ</sup>錢、せニヲ

ウシナワジウサカサジト、イケトリメシヲトニシテ守ル心、又ハ錢カスナワ

チ、イケドリメシウト、同ソ、ソレヲ守ル心ソ、トチエモイサレトモ、

守<sup>レ</sup>錢虜ト<sup>テ</sup>ヨ<sup>テ</sup>ン<sup>テ</sup>ヨカラウカ、虜ハツネニハ、リヨトヨムソ、史漢ノ

書テハ、ロトヨムソ、犀<sup>レ</sup>錢、一<sup>一</sup>、玉果利市平分<sup>二</sup>活四座<sup>一</sup>、**坡詞**、犀<sup>一</sup>

ハ犀ノ角ノ錢カ、犀ト錢トカ、玉<sup>一</sup>、玉テシタ果カ、トレモタカラ<sup>・</sup>テウ<sup>テ</sup>

ホウナリ、利市、アタイノコトソ、市ノ字ハ、ウルトモカウトモヨムソ、

市テ物ヲウリカウコトヲ本ニスルホトニ、市ノ字ヲウルトモカウ

トモ、ネトモアタイトモ心テヨウタソ、ウレハコソカエノ心テ、トチエモ

ヨムソ、沽ヲヲキノキノルトモカウトモヨムソ、ウルトモカウトモヨムソ、  
市ノ字ノ心ソ、ヲキノレハコソウレ、ウレハコソヲキノレノ心ソ、犀一玉一  
ノテウホウノ宝ノ代ヲ、利一ハ価ネノホトヲ平多シテ、ウル方エモカウ  
方エモエツロイアワセテ、座敷ノ人ニカシモシ、ウリモウリモスレ  
ソ、ナンノ詞ニカイタヤラ、犀ノ錢ハシラヌコトソ、メツラシイソ、連錢、漢ノ  
太一池有<sup>二</sup>一<sup>一</sup>苻<sup>一</sup>、**調実記**、内驄<sup>七</sup>、驄一動、**枉驄馬行**、漢ノ太一池ニ  
水草アリ、苻ト云ソ、苻ノウキ草ノモンカ連錢ナソ、マルウクル  
ノトシタモンアリ、ゼニヨフセテナラベタ如ナソ、苔ニモ連錢ナカアルソ、  
馬ニコ、ラニモ連錢葦毛ト云アリ、**庄驚錢**、宋神宗賜<sup>二</sup>王襄ノ  
敏幼子<sup>一</sup>・金犀<sup>一</sup>果<sup>一</sup>、王襄一ハ排勻ニミエヌソ、王ノカヲサナイ子  
ニ、神宗カラ金テ作タ犀ト錢果トヲタマウタソ、錢果ハセニノマルイ  
ヲコノミノマルイニシテ、木ノ枝ニ果ノナツタ如ニツケタコトカ、**庄驚ハナニ**  
トシタヲ云タソ、カタイノリナトテヒツタ〔ト〕、ヨシ付タコトカ、**驚ノ心不<sup>レ</sup>知**  
ソ、ヲチサウナヲ、ウルシカナンデ、ヲチユルカヌヤウ、ヨシツケタコトカ、  
無名錢、張安世、以<sup>二</sup>在位<sup>一</sup>太盛、辞<sup>レ</sup>禄、詔<sup>二</sup>都内<sup>一</sup>、別藏<sup>二</sup>張氏<sup>一</sup>一、**漢紀**、  
張安世ハ前漢ノ宣帝ノ臣ナリ、七代マテツイテ侍中ノ官ニナツ  
タソ、高位ニアツテ威名榮華アマリスクレタホトニ、定タソノ官

ノ俸禄ヲ辞シテタマワラヌソ、天子カ〔ラ〕詔カアツテ、ミヤコノ中ニユルサレテ、張氏カ料足ヲカクシ入テヨイタソ、カクス所ノ錢百萬ヲ

以〔テ〕カスエタトアリ、百萬貫ノワテハアルマイソ、青苗錢、唐国用、不<sup>レ</sup>

給<sup>二</sup>青苗<sup>一</sup>時、征<sup>レ</sup>之、曰<sup>二</sup>一<sup>一</sup>、**史**、立見<sup>レ</sup>苗、此ノコト不<sup>レ</sup>詳ソ、蕭勻ノ苗

ニソツトアリ、宋ノ蒞公カ此法ヲ行タトハカリアリ、コマカニコトワ

リハナイソ、人ニキイタハ、宋ノ時ニ民ヲミヤコエヨウテ、ツカワウド

テ、青夏民ノ錢ナヲテツカイタイ時ニ、ミヤコカラ宰相ノ錢ヲ

カサレタソ、ソレニ利ヲ付テ、ソノカエニ民ヲ京ヘヨビノホセテ、ツ

カワレタコトナリ、田ノ苗ノアヲウテ、ウエ付<sup>又</sup>時ニカルル、ホトニ

青苗錢ト云トキイタソ、禪泉ニ青苗会上卷アリ、保

苗トモアリ、五月ノ早苗トル時分ソ、与<sup>二</sup>酒錢<sup>一</sup>、軟有蘇司業時

タ<sup>一</sup>、**杜**戲鄭**廣**文、吾ニハ蘇<sup>一</sup>ガ吾カ貧ヲアワレンテ、細々時

ヨリフシニハ、酒テ錢ヲヨコイテクレタソ、杜カ鄭処ニタワムレノ

詩ナリ、ソチハ酒カノミタクトモ、サカテノ錢カ貧テアルマイソ、

トラスル者モアルマイソ、吾ニハ蘇<sup>一</sup>カ細々クル、ト云テ、ナイコトナ

リトモ云テ、鄭ニヒテラカイタソ、タワムレチヤホトニ、本ニ酒テハ杜ニ

カルコトハアルマイソ、玉飛錢、絶艷好棄金<sup>作</sup>屋、清香宜引<sup>一</sup>



一、**韓忠獻牡丹**、謂蝶也、此ノ詩ノ心、コ、ロエヌソ、推ノ義ニ絶一ノスク  
レタナラヒモナイ、ウツクシイ美人ノヤウナ花ナリ、此ノ花ノ家ヲ、  
金玉一ヲステ、物ヲ入テケツコウニ作テヲキタイソ、清香一、スクレ  
タヨイ香ニヲイノアル花ナリ、錢ヲヨソエトバシチライテ、玉ノヤウナ  
花ヲ、錢ヲヨソエヤツテ、花ヲ買テ吾所エ引トリタイト云心カ、雨  
風ニ一衣ニ錢ノ声カシテ、ヨソカラ飛テキタト云コトアリ、ワタリ錢ナ  
ト、云コトアリ、又ハ王一ハ、錢ノタソカナリヲ錢ニ比タカ、マルイヤウニアル  
ソコソ、詩ノ飛錢ハ兩風ニ飛タコトテハナイソ、青銅錢、文ハ猶二一  
一萬選万中一、**選**、錢ヲ一文ヨリ耳白ニセンシタハ、千度・万度エ  
レトモ同者ソ、万中ハ、ナンドエラヒスクレトモ、ハツレスエラフニアタ  
ルソ、ハツレヌコトソ、セイセント云ハ、人カ云タハ洗錢ト云タソ、無シンカウ  
ナ者カ云タソ、精錢テアラウソ、精ハシラグルトヨムソ、センシタコトヲ  
云ソ、米ヲ白ヲツクコトソ、精ノ字ハ米ヘンニ青ヲカイタソ、米ヲス  
クレテ白クレハ、アヲウミユルホトニソ、クワシイトモヨムソ、**稜**<sup>⑤</sup>  
経ニ二十五人ノ円通ノ悟ヲ、ソノ中テ一ノスクレヲエラヒ出サレ  
ヨト〔ソ〕**仏文殊**ニイエタソ、**文殊**モ一往礼ニシンシヤクソ、ツイニユラハレ<sup>⑥</sup>  
タソ、**仏ノ前**テ前二十四人ノ円通トイワレタヲ、一ツ、アケテカウ

イエタレトモ、コ、ハタラヌカケタソ、円通ニハナリカタイトコトクク云テ、最結句ニ觀音ノ円通ヲホメラレタソ、此カ第一デアラウト云

エタソ、此〔カ〕万選万中チャト後ニシタソ、青銅錢、搗米相聚飲<sup>二</sup>一斗<sup>一</sup>、

恰有<sup>二</sup>三百<sup>一</sup>、<sup>杜</sup>此ハアツマツテ云、アワセテ一斗カ酒ヲ飲タ

ソ、人々一斗ツ、ノウタカ、三百錢ハ一人シテノム酒ノ代、三百ハ入りサウモナ

ソイ、<sup>イ</sup>子母錢、青蚨塗<sup>レ</sup>錢事、詳<sup>レ</sup>蚨、青蚨ノコト、上ノ虞<sup>イ</sup>勻ノ蚨ノ

所ニアツタソ、水中ニアル虫ナリ、蚕ノ如トアリ、蚨ノ母ト子トノ血

ヲ錢ニヌツテ、ソノ錢ヲツカエハ、ソノ錢カ必モトノ所エ帰ルソ、

子母錢ト云ハ、蚨ノ子母トノ血ヲヌルニヨツテ云タソ、又錢ヲ人ニカ

スソ、本錢ハ母錢ナリ、母ト云ハ子ヲ母ハウム者ソ、人カ借テ利

ヲ付テカエスソ、利ハ子ナリ、母錢カ子錢ヲ生心ソ、蚨錢ヲ子母錢

ト云ヨリ、借テ利ヲ付ヲ子母錢ト云カ、ヨイケナソ、一囊錢、古

書<sup>（難カ）</sup>虽<sup>二</sup>滿腹<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>如<sup>二</sup>一<sup>一</sup>、<sup>後趙</sup>後漢ノ趙ノ下ノ字ミエヌソ、後漢書

趙氏ノ伝、四五人ヲミルニ此コトナシ、排勻ノ趙ニモナイソ、イツレニ博學ニ

シテ、貧ナトミエタソ、古聖賢ノ書ハ、腹一ハイ知テミチクテアレトモ、

用イラレイテ袋一二入タ錢ニハ、ヲトツタト云タソ、杖頭錢、阮ノ宣、

百錢掛<sup>二</sup>一<sup>一</sup>、至<sup>二</sup>酒店<sup>一</sup>便<sup>レ</sup>独<sup>レ</sup>酣暢、家無<sup>二</sup>但<sup>レ</sup>石<sup>一</sup>晏如也、<sup>本</sup>阮宣ハ排

勻〔二〕アリ、晋書ノ列伝ノ十九ニ、阮藉カ伝ノ中ニアリ、世俗ト交

ルコトヲキラウタソ、異ヘウナ者ソ、錢百文杖ノサキカケテ、酒屋

エイテ、ヒトリ酒ヲカウテ、思ホトノウテ、心ヲノヘテタホタソ、家ノ内ニハ

一石ホトノタクワエカマエモナウシテ、空々トシタレトモ、物ノトモシイヲ

カナシミウレウル心ナウ、心和柔ニシテタノシウテイタソ、杖頭錢ノ

コト、蒙求ニモアリ、晏如ハ晏ハクル、トヨムソ、定晏ト云ハ、年〔ノ〕晚ノコト

ソ、天ニ雲ノナウテ、ハレキツテ清々トシテ、キヨイヲ云タソ、爾雅ニハ柔ナ

リトシタソ、柔和ナ心ナ、和シテキゲンヨウシテ、笑テ談スルコトソ、ソソシト

モヨムソ、クル、モ同心ソ、食万錢、何曾曰一<sup>二</sup>一、詳<sup>レ</sup>筋、何曾ハ排勻

ノ何ニアリ、字ハ穎孝ナリ、性カヲコツテ官家ナソ美食ヲ

シタソ、毎日クイモノ、入目万錢ナリ、千錢ハ一貫ナリ、万錢ハ十貫

ナリ、大官人ニハ、ムシタ餅ヲ必供スルソ、コ、ラノ饅頭ノコトソ、マシ

ノカシラムシスコスホトニシテ、十文字ワレテサケ、子ハクワヌソ、コ、ラニ

モ管領ノ細川殿ノ膳ハ、毎日カタケノ分カ一貫ノ入目ト云ソ、何

曾八十貫ノ<sup>新カ</sup>貫ノ入目ノ膳ニ向テモ箸ヲ下ウス所ナイト云テ

不<sup>レ</sup>食タソ、天雨<sup>レ</sup>錢、黃尋大雨、天飛<sup>レ</sup>錢、至<sup>二</sup>其家<sup>一</sup>無數、因致<sup>レ</sup>富、幽冥象

排勻ニハ黃尋カコトナイソ、イツノ者ヤラ天大雨カフツタソ、天カラ

雨ニマキレテ、錢ヲフラシテ木ノ葉ノ落ル如ニ、錢兩ヲ黄カ家エフラス  
 コト数モナカツタソ、此ニヨツテ、富貴ニナツタソ、幽冥泉ニノセタ  
 ソ、此ノ泉ミヌ書ナリ、コチエハクマイソ、此兩ハモリダラヌキハセイ  
 テ、ヨイ雨ソ、イツモフラハヨカラウソ、潤筆錢、高穎戯<sup>ニ</sup>鄭<sup>一</sup>事、  
 詳<sup>レ</sup>筆、高・鄭ノ二人排<sup>レ</sup>勻ニナイソ、入声ノ質、勻ノ筆ニアリ、隋ノ時  
 ノ鄭<sup>一</sup>、国公ノ官爵ヲ拜シタソ、高穎ト云者、官爵ニアカル、カ  
 キダシノ詔書カナソヲ筆トリヲシテ、高<sup>一</sup>カカキタイタソ、ジャ  
 レコトニ、ナニモ札ナドヲトラヌホトニ、筆カヒカワツイテ、墨ノウル  
 ヲイモナイト云タソ、鄭<sup>一</sup>カ返事ニ云タソ、出テ官ニ行、四方四岳  
 ノ一方ノ守護ニナレトモ、帰ル時ハ策ツイテ、コ、ニ帰ルソ、一文一錢  
 ヲ不<sup>レ</sup>得ソ、ソナタノカキタシカ、シム、筆ヲウルヲサウスヤウナ  
 イト云タソ、鄭<sup>一</sup>・高穎ハ排<sup>レ</sup>勻ニハナイソ、隋書他所ニアリ、不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>  
 考見<sup>一</sup>ソ、コ、ラニモ人ノ為ニ物ヲカイト、礼ヲトルコトヲ潤筆ト云  
 ソ、弁装錢、鍾<sup>一</sup>意薦<sup>ニ</sup>列<sup>一</sup>平等<sup>一</sup>、特賜<sup>ニ</sup>一<sup>一</sup>、後、鍾<sup>一</sup>ハ排  
 勻ニハナイソ、後漢書列伝ノ十二ニ伝アリ、ナニカケテナシ、不<sup>レ</sup>  
 考ソ、鍾<sup>一</sup>カ列平ナトノ臣ヲ上エマウシテ、ス、メテ官位ニア  
 ケタソ、トコソエ下タサル、コトカ、弁<sup>レ</sup>装トハ、出料ノ路錢ヲ上カラ

タマウタカヲ、装ハタヒタツコトナリ、ソノコトヲト、ノユル代物ヲクダサレタソ、買<sub>レ</sub>山錢、于頓ハ唐ノ宰相ナリ、ソノ于一カラ戴<sub>一</sub>ニ、山ヲ買テ、ヒツコウデ居ウト云、山ヲ買ウ代物ヲ百万トラセタコトソ、

**雲溪友錢**、此書ミヌ書ナリ、山ヲ買ウ代物ヲトラセタコトワリトモア

ラウソ、アラウシルセハ心カキコエヌソ、使<sub>レ</sub>鬼錢、安用人間<sub>一</sub>、**谷**、鬼ト云ハ、神ヤ又ハ死人ノコトソ、神ニイノリ祈禱ヲシタリ亡者ヲトムラ

ニ物ヲ入テ、ツカウコトソ、地獄ノ沙汰モ錢デスルト云コトソ、ソノツレヲハ用ヌト云心ソ、谷カ悟ノ上カラ云タコトカ、黄榜（ノ）標錢、蕭宏事詳<sub>レ</sub>榜、

排勻ノ蕭ニアリ、蕭一ハ梁ノ武帝ノ弟、六番メノ太子ナリ、性カ

錢ズキナリ、百万貫一所ニツミアツメテ、ソコニ榜ヲ立テ、シルシヲ

シテ、キヌカナソヲ榜ニカケラ<sub>レ</sub>タソ、榜ハ板ノヤウナ者ヲ立テヲク

コトソ、千万貫アツメテハ庫テ一ツ作テ、ソレエ入テクラノ口ニ紫色

ノキヌカケラレタソ、王綜ト云者カ錢愚論ヲカイタソ、定

テ愚ト云タホトニ、ソシツタ論テアラウソ、王綜ハ排勻ニハナイ

ソ、乞<sub>（前カ、以下同）</sub>悞与錢書生<sub>二</sub>官庫錢<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>携<sub>二</sub>揭金甲<sub>一</sub>、神人<sub>ヲ</sub>才曰、要錢取<sub>二</sub>

尉遲公<sub>一</sub>、未<sub>三</sub>生訪<sub>二</sub>求尉遲敬德<sub>一</sub>、方祖露蓬手煨治生<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>之、乞持<sub>二</sub>

五百貫<sub>一</sub>濟<sub>レ</sub>貧、敬德怒<sub>レ</sub>生曰、足下它日富貴、但<sub>一</sub>一<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>已<sub>一</sub>之、

生至<sub>レ</sub>庫、後見<sub>二</sub>神人<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>係<sub>二</sub>梁上<sub>一</sub>与<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、後敬德賜<sub>二</sub>錢一庫<sub>一</sub>、欠<sub>二</sub>五百千<sub>一</sub>罪主者、忽得<sub>二</sub>梁上招<sub>一</sub>、**逸史**、此一事不<sub>レ</sub>詳ソ、入声ノ尉遲ノ所<sub>二</sub>敬德ハナイソ、書生入<sub>二</sub>官庫<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>識<sub>レ</sub>錢ト云コト、景徐和尚住院法語ノ中ニアリ、コ、ニモ書生官庫錢ノコトアリ、心エカタイソ、逸史ヲ引タソ、唐書ノ逸史ヤラ考ウスヤウナイソ、治<sub>レ</sub>喪与<sub>レ</sub>錢、郭元振年十六〔ニシテ〕為<sub>二</sub>太学生<sub>一</sub>、家送<sub>二</sub>資錢四十万<sub>一</sub>有言、五世末<sub>レ</sub>葬者、願仮以<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>之、無<sub>レ</sub>吝不<sub>レ</sub>質、名氏此ノ事、心エ不分明ソ、入ノ郭ニノセタソ、郭カ十六歳ニシテ太学生ニナツタソ、家四十<sub>一</sub>ノ錢トアリタカ、家カラ送タヤラ、又郭カ家ヘ錢ヲ過分ニ送タソ、送テ云コトハ、五代マテ先祖死シテ葬ヲ五ヲエセナツタソ、今此ノ錢ヲ与ルソ、ヨシマイテ思ヲマ、ニツカウテ、葬礼ノ儀ヲゲニくトセヨト云タソ、名ヤ氏ヲタ、イテ、タレチヤトタ、スコトナカレト云タソ、化人カキテ云タヤウナソ、郭<sub>一</sub>カ無欲ナ者テ、送タ錢ヲ私ニスマイ者ナルホトニ、化人カ送テ葬礼ヲサセタヤウニミエタソ、チツト心エニクイソ、排勻ヲミテモヨウ心エヌソ、唐書ニ郭<sub>一</sub>カ伝ハナイソ、十六テ太学生ニナツタホトニ、伝アリサウナコトソ、飲<sub>レ</sub>馬投<sub>レ</sub>錢、安陵清者項仲山每<sub>一</sub>一<sub>一</sub>渭水<sub>一</sub>、一<sub>一</sub>三<sub>一</sub>郝廉亦然、排勻

ノ項ニアリ、安陵一ハノセヌソ、郝一モ亦然トノソセタソ、太公カ

〔釣リシタ渭水ニウマニ水カウ時コトニ、必錢三文ヲ水ニナゲ入タソ、〕

ナニト云心ヤラ、三文ノ心モアラウソ、ソノイワレハシルサヌソ、安陵  
郝一モ排勻ニハナイソ、錢ヲ投シタイワレアリサウナコトソ、

對<sub>レ</sub>菊無<sub>レ</sub>錢、每恨<sub>二</sub>陶彭沢<sub>一</sub>無錢<sub>一</sub>一<sub>一</sub>花、杜、イツモ陶淵明ハ菊

ヲナカメテ恨シエツクワイアルソ、誰ヲウラミカコツアイテハ

ナイソ、花ヲミテハ<sub>三</sub>酒ヲ<sub>二</sub>ノウテ、花ヲ賞翫シ詩ヲ作テコソナ

レソ、酒ヲカワウニモ錢カナイホトニ、ナニモナラヌマテソ、彭沢ト云

所ノ官ニナツタソ、陶彭沢ト云タソ、淵明酒錢、劉延之為<sub>二</sub>始安

郡<sub>一</sub>与<sub>二</sub>一<sub>一</sub>二<sub>一</sub>万錢<sub>一</sub>、悉送<sub>二</sub>一<sub>一</sub>家<sub>一</sub>、稍就取飲、排勻ニモ晋書ニモ

劉延之ハナイソ、始安ト云郡ノ守ニナツテ、陶一ニ錢ヲ二<sub>一</sub>万

ヲクツタソ、二万ト云ハ、一貫カ千ナリ、十貫カ一万ソ、二万ハ二十貫ソ、酒

ヲカウ錢アルマイト思テキツタソ、劉カ錢ヲクレタレハ、ヤカテ別ニ

モツカワイデ、イツモ酒ヲ買ウ所ノ酒屋エヤツタソ、酒ノノミタイ

時ハ、ソノ酒ヤエイテ、酒ヲノウタソ、算用モセヌソ、酒ヤニヨウ算用

シテヲイタソ、晋書ノ陶一カ伝ニモ、此ノコトナイソ、劉寵一錢、一<sub>一</sub>為<sub>二</sub>

会稽守<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>徵、山陰五叟彪眉皓首人齎<sub>二</sub>百錢<sub>一</sub>、送彪曰、自<sub>二</sub>明

府来<sup>一</sup>、狗不<sup>二</sup>夜吠<sup>一</sup>、人不<sup>レ</sup>識<sup>レ</sup>吏<sup>、</sup> 彪各選<sup>ニ</sup>大<sup>一</sup>賣<sup>レ</sup>之、劉寵ハ後漢ノ  
桓帝ノ臣ナリ、後漢書在<sup>レ</sup>他、不<sup>レ</sup>考<sup>ソ</sup>、排勻ノ劉ニアリ、字ハ祖榮  
ナリ、越ノ会稽郡ノ守護ニナツタソ、帝カラ御用アツテ召レ

テ、ミヤコエ上ルソ、將作監ニナサウ為ソ、ダイリノ宮殿造作ノ奉  
行ソ、コ、ラニ修理ノ唐名ニ匠作トカクソ、瑞溪ノ日件ニハ、匠  
作ヲ將作トカ、シマシタソ、匠作トハ一モカケヌソ、事文類聚

ノ修理ノ官ノ所ニ、將作トアリ、將作ノ官ノ所ニ匠ノ字ハアレト  
モ、匠作トシタコトハナイソ、事文ヲミテ、カ、シマシテソアルラウメ、

劉ヲ京エ召シ上セラル、ホトニ、会稽コウリノ山陰ト云所地下  
ノ年ヨリノヲトナ五・六人、年ヨリテ眉毛ノ白ラナカイ、彪眉ハ、

彪ハ毛ノ長ヲ云ソ、ハウトモマウトモヨムソ、皓首ハ、皓ハ白トヨムソ、  
白髮ナコトソ、五・六人ノ年ヨリドモ人賣<sup>レ</sup>、ソレノ二料足十疋ツ、

紙ニツ、ンテ劉一ニ送、ハナムケニシタソ、送テ云コトハ、此ノ郡エ守護  
ニナリテ、此方エヨリアリテカテ、夜犬ノホエタコト一度ナイソ、人カ

イキチカエトモ、アレハ吏ト云官ノ人ヂヤトシルコトナイソ、〔守〕護ノ  
セイバイワルケレハ、夜々半ワルイ者カラツシモナウイキトヨルホ

トニ、犬カホエヤムコトナイソ、セイハイカヨイホトニ、盜ヤワルイ者アル



カヌホトニ、犬ノホエタコトナイソ、犬臥不<sub>レ</sub>驚、民氣条ト谷カ作タソ、  
此モ守護ヲホメタソ、人ノ多アツマリ行チヤカトモアレハ、吏チヤト  
エシラヌソ、守護ノセイハイワルケレハ、吏官ト云者コ、ラノ地下ノ定  
使フレサイソクトモスル者ヲ吏ト云ソ、計ヲ鬼ニ云テ、人ヲナヤメ物  
ヲトルソ、三町サキカラ吏ヲハ知ソ、今劉一守護テ政コウタウニ無  
為ニアルホトニ、吏カイワレヌコトハ云テアルクコトナイソホトニ、ドレカ吏  
ヲモ知りワルクコトナイソ、カウ所ヲヨウヲサメラレタソ、今京エ御  
上ヲシイ抑留モマウシタイ心ワアレトモ、帝カラ召ル、ホトニ、是  
非ニ及スト云心ソ、劉一カハナムケニ、百文ツ、ツ、ンテモチキタ料  
足ヲ、ドレモ百ノ中ヨイ大ナ一文ツ、エツテトツテ、志ヲウケタ  
ソ、賢者ナコトソ、サテ異名〔二〕一錢太守ト云タソ、蒙求ニモ劉寵  
一錢トアリ、蒙求ヲミルニ、寵為<sub>レ</sub>選<sub>二</sub>一大錢<sub>一</sub>ト、コ、ニハ寵各選<sub>二</sub>  
一大錢<sub>一</sub>トアリ、各トアル時ハ、百ツ、モチキタ十疋ノ内ヲ、一文ツ、  
エラウテ、ヨイヲ取タヤウナソ、為〔二〕選ト云時、モチキタ者ノ為ニヨ  
イヲ一文トツタヤウナソ、後漢書ノ伝ニハナニトアルヤラ、百文ツ、人  
々モチキタ百ノ内テ、ヨイ錢ヲ一文ツ、取りサウナコトソ、蒙求ヲ  
モワカイ時キイタホトニ、ネンコロニハヲホエサルナリ、阮孚一錢、襄空メ

恐<sup>二</sup>羞<sup>一</sup>洪<sup>一</sup>留<sup>二</sup>得<sup>一</sup>一<sup>一</sup>錢<sup>一</sup>、看<sup>レ</sup>詳<sup>レ</sup>襄、陽<sup>一</sup>勻<sup>一</sup>ノ襄<sup>二</sup>ニ<sup>一</sup>アリ、阮<sup>一</sup>孚<sup>一</sup>貧<sup>一</sup>ナ者<sup>一</sup>ナリ、  
 フクロニタ、一<sup>一</sup>錢<sup>一</sup>入<sup>レ</sup>テ、市<sup>二</sup>ニ<sup>一</sup>遊<sup>一</sup>タソ、錢<sup>一</sup>ノタ、一文<sup>一</sup>アツテ、羞<sup>一</sup>洪<sup>一</sup>ヲヲソ  
 ルト云タ、羞<sup>一</sup>ノ心<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>詳、ハツル心<sup>一</sup>カ、洪<sup>一</sup>ハ襄<sup>一</sup>ノシフルト云ハ、錢<sup>一</sup>ノナヲテウ<sup>⑦</sup>  
 ルヲイ<sup>一</sup>ノナイヲ云タコトカ、富<sup>一</sup>タノシキハ潤<sup>一</sup>沢<sup>一</sup>ノウルヲイ<sup>一</sup>アリ、貧<sup>一</sup>ナ  
 レハナニモ乾<sup>一</sup>シブル心<sup>一</sup>カ、晋<sup>一</sup>書<sup>一</sup>ノ列<sup>一</sup>伝<sup>一</sup>ノ第<sup>一</sup>十九<sup>一</sup>ニ阮<sup>一</sup>孚<sup>一</sup>カ伝<sup>一</sup>アリ、  
 阮<sup>一</sup>籍<sup>一</sup>カ伝<sup>一</sup>ノ中<sup>一</sup>ニアリ、酒<sup>一</sup>ハカリノウテ、礼<sup>一</sup>儀<sup>一</sup>法<sup>一</sup>度<sup>一</sup>ニカ、ワラヌ  
 法<sup>一</sup>外<sup>一</sup>ナ者<sup>一</sup>ナリ、官<sup>一</sup>ニイテ法<sup>一</sup>外<sup>一</sup>ニシテ、酒<sup>一</sup>ヲノムホトニ、諫<sup>一</sup>ムル官<sup>一</sup>カハジ  
 キノケウトシタレトモ、元<sup>一</sup>帝<sup>一</sup>ノユルイテヲカシムタソ、祖<sup>一</sup>約<sup>一</sup>ト阮<sup>一</sup>孚<sup>一</sup>  
 ト同<sup>一</sup>ヤウナ官<sup>一</sup>人<sup>一</sup>ナリ、約<sup>一</sup>ハ財<sup>一</sup>宝<sup>一</sup>ヲアツメテ、以<sup>一</sup>コトヲコノウタソ、ソレ  
 カ所<sup>一</sup>エ<sup>一</sup>人<sup>一</sup>カイ<sup>一</sup>タソ、財<sup>一</sup>モノヲトリタイミテ愛<sup>一</sup>スル所<sup>一</sup>エ<sup>一</sup>客<sup>一</sup>カキ<sup>一</sup>タソ、  
 入<sup>一</sup>物<sup>一</sup>ノ宝<sup>一</sup>ヲミナ見<sup>一</sup>ハテヌニ、人<sup>一</sup>カキ<sup>一</sup>タヲ財<sup>一</sup>ノイ<sup>一</sup>レ物<sup>一</sup>ノカラヲトヲ<sup>⑧</sup>  
 ウシロニシテ、前<sup>一</sup>ニ身<sup>一</sup>ヨコ<sup>一</sup>タエテ、サエカクイテ不<sup>一</sup>滿<sup>一</sup>ナカラシタソ、阮<sup>一</sup>  
 孚<sup>一</sup>ハ履<sup>一</sup>ニスイ<sup>一</sup>タソ、蠟<sup>一</sup>ヲヌツテ色<sup>一</sup>ヲ付<sup>一</sup>テナデミカイ<sup>一</sup>タソ、ソ  
 コエ客<sup>一</sup>カツトキ<sup>一</sup>タソ、履<sup>一</sup>ニ蠟<sup>一</sup>ヲヌツテ、人<sup>一</sup>ノキ<sup>一</sup>タトモセズ、平<sup>一</sup>  
 生<sup>一</sup>ノナリテイ<sup>一</sup>タソ、ソコテ二人<sup>一</sup>ノ位<sup>一</sup>ノ上<sup>一</sup>下<sup>一</sup>カミエ<sup>一</sup>タト云<sup>一</sup>タソ、襄<sup>一</sup>  
 錢<sup>一</sup>一文<sup>一</sup>ノコトハ、伝<sup>一</sup>ニハナイソ、斗<sup>一</sup>米<sup>一</sup>三<sup>一</sup>錢<sup>一</sup>唐<sup>一</sup>正<sup>一</sup>觀<sup>一</sup>、唐<sup>一</sup>書<sup>一</sup>ノ帝<sup>一</sup>紀<sup>一</sup>一二<sup>一</sup>太  
 宗<sup>一</sup>ノ貞<sup>一</sup>觀<sup>一</sup>二十<sup>一</sup>三年<sup>一</sup>ニ刑<sup>一</sup>罰<sup>一</sup>ノ死<sup>一</sup>刑<sup>一</sup>ナドヲモユルイテ、利<sup>一</sup>ヲ

措タソ、措トハハウチステ、ヲイテ不レ 行ソ、ソノ年五谷(五)フネウ  
ニシテ、米一斗カ三文シタソ、貞觀ハ太宗ノ年号ナリ、貞ハタ、  
シイトヨムソ、正モタ、シイナリ、貞ノトリカエニ正ウ(ヲカ)カイタソ、王  
ノイミナニ貞アルヲサケテ、正トカイタソ、景徐ノ当(五)兩住  
持正月歳旦上卷ノ末ニ偈アリ、一斗三錢遊手(ノ)民トアツタソ、  
此ノ和勻諸五山アツタソ、某二十余ノ時分ナリ、ヨソウ和シタト  
アツテ、以外折檻アツタソ、江湖不レ隔青雲上、君有舜君、号  
民、舜民ト云々、徐翁褒美アツタソ、不レ直二一錢一、灌夫・罵夫・灌  
賢曰、平生毀程不識一、今乃效二女兒曹(ノ)、咕嚕耳語一、排  
勻ノ灌勻程勻ニアリ、灌夫ハ前漢ノ文帝ノ臣ナリ、ヨヤハ  
張孟ナリ、灌嬰カ舍人ノ官テアツタカ、幸ヲ得テ灌カ姓  
ニナツテ、灌孟ト云タソ、呉楚七国ノ乱ノ時、戦死シタヲ、灌夫ハ  
ソノ子ナリ、呉王ノクビヲトツテ、ヨヤノアタカタキヲ報セウ  
ト云タソ、ケナゲ者ナリ、灌賢モ灌夫ト同時ノ者ソ、賢ヲ夫  
ガガイナ者ソノツテ一錢ト云タソ、平生ハ程不レ識ト李広  
トヲ一錢ニアタラヌトワルウ云タソ、今日ハ尼女ノヨシナ、ワラウ  
ベヲ云フ語ニキ、ナラウテ、一錢ト云タトアリ、咕嚕耳

語ハ不<sub>レ</sub>詳ソ、耳語ハ耳ニヨツテヲ〔ン〕ミツシテサ、ヤクコトソ、咄  
一ハ心ヲ不<sub>レ</sub>知ソ、サ、ヤクヤウナコトカ、平生ハ程一ヲソシツ  
タソ、今ハ兒女ノ咄一ニナラウト云心ハ不<sub>レ</sub>知ソ、一錢不<sub>レ</sub>直程不

識ト谷カ作タソ、一文ヒラナカニモアタラヌ、用ニタ、ヌト云心ソ、

不<sub>レ</sub>用ニ錢一、明月清風一<sub>下</sub>ニ一<sub>上</sub>買、風カ月ノテウホウ一文ヲ

モ以テカワヌソ、自然ニ自由ニ吾物ニナツタ心ソ、口不<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>錢、王

衍事、詳<sub>レ</sub>物、排勻ノ王ニアリ、王衍字ハ夷甫ナリ、晋ノ者ナリ、

王一カヒタイ、カミノ総角ノ時ニ山濤カミテ云タソ、何物老嫗生<sub>二</sub>

此寧馨兒<sub>一</sub>云タソ、老嫗ハヨノツネハ嫗トヨムソ、史漢テハ嫗トヨム<sub>二</sub>

ソ、年ヨリノフル女房ト云心ソ、此ヤウ小ムスコヲウンタソ、寧馨

ハ説多ソ、タ、如<sub>レ</sub>此ト云心カヨイソ、コレヤウ奇特ナネヲト云心ソ、

寧馨ノ寧ハ仄ニシタソ、晋ノ代ハ老子ノ教ヲタツトシテ、天ノ

清浄ノ道ヲ本ニシテ、サウタンモ〔タ〕チモキレイニキヤシカウ本ニシウ

ソ、王衍ハ清イ心ヲ本ニシタソ、ソ衍カ妻ハ物ヲムサフリ、欲心ニイヤ

シイソ、衍カ此ヲニクンタソ、妻カツカウ下女ヲシテ錢ヲモタセ

テ、衍カイル床ヲ夜ヒトイメクリマワラセ、アルカセタソ、夜アケニ

衍カ下女カ錢ヲ床ニヨイタヲミテ、下女ニ云テ、拳<sub>二</sub>此阿堵物<sub>一</sub>

去ト云タソ、<sup>(セ)</sup>セニトハハツタトイワヌソ、唐名ヲ云タソ、阿堵ハ錢  
ノコトナリ、阿ハ梵語ノヤウナソ、字ノ心ハ不<sup>(レ)</sup>知ソ、晋書ノ列伝ノ  
第十二ニ王衍カ伝アリ、此ノ伝中ニ王衍カ伝アリ、字ハ夷甫ナリ、排  
勻ト大カイ同ソ、衍カコト色々ノコトアリ、阿堵物ノコトアリ、錢ト云  
コトハイワヌソ、<sup>(還)</sup>還ニ姉飯錢<sup>(一)</sup>、詳<sup>(レ)</sup>飯、去声ノ顔<sup>(七)</sup>勻ノ飯ニアリ、范丹姉  
ノ家エイタソ、姉カ范飯セシメタソ、姉ノヲトコカ、徳カナイ慳貧  
ナソ、ソレヲ知、飯ノ錢百文タイテ飯ヲ還ス心ヲナイタソ、園子  
納錢、温公〔カ〕独条園々子、呂直遊<sup>(レ)</sup>園者与<sup>(三)</sup>茶湯錢十千<sup>(一)</sup>以納<sup>(レ)</sup>公、怒  
不<sup>(レ)</sup>受〔直〕曰、只端明不<sup>(レ)</sup>受<sup>(レ)</sup>錢、後創<sup>(二)</sup>一井亭<sup>(一)</sup>、乃園子所<sup>(レ)</sup>創也、元城語彙、  
宋ノ司馬温公宰相ヲ還シテ、落陽ノ中ニ隱居所ヲカマエテイ  
タソ、独条園ト名タソ、独<sup>(一)</sup>、安閑ニシテ心ヲタノシマシメタ心ソ、園  
ノ中ニ庵ヲ立テ、花ヲアツメテ種タソ、花庵<sup>(四)</sup>ト云タソ、園カコ  
トノ外広大ニアツタソ、茶店ナトカアツタソ、茶湯錢ハソノ心ソ、園  
ヲキテ看テ遊フ者、茶ヲ酒ヲノムホトニ、茶酒ノ代ノ心ニ、十千園々  
フリノ呂直ニ与タソ、十千八十貫文ソ、一貫八百文十ナリ、  
千錢ト云ソ、十千八十貫ソ、只直<sup>(五)</sup>カ客ノアタエタ十貫ヲ  
温公方ニ納タソ、温カ大ニ怒テ、ウケヌソ、呂直カ云タソ、温公

ハ只端一ニシテ、タ、シウ心カキレイニ廉明ニシテ、錢ニフケラヌソ、受  
ヌホトニ、後ニ園守ノ呂一カ井ノソバニ亭ヲ立タソ、呂カ亭ヲ  
創タソ、創ハ家ナトヲハハシメテ作ルヲ云ソ、園ヲキテ見テアソフ

者カ、十貫ダイタソノ錢テコソ亭ヲツクツ、ラウソ、独条園

ノコトハ、輟耕錄ニネンコロニアルト、天龍ノ策彦老人語レタソ、此

書朽タトアリ、看ハセヌソ、好官得錢、曹彬下江南、還家快

々太宗賜錢五十万、乃嘆曰、一不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>多<sub>一</sub>、爾何必使相也、

**長編**、彬カコト排勻ノ曹ノ所ニアリ、五代ノ末ノ周ニツカエタソ、周ニツ

カエタ日彬ヲ器用ヲ試ミラレタニ、左ノ手ニハ千戈ヲ持、右

ノ手ニハ俎豆ノ宗廟ヲ祭ル器物ヲ取タソ、文ト武トヲカ

ネタキヨウノ者ナリ、後ニ趙ノ太祖ノ五代ヲ亡シテ、宋ノ天下

ヲ開レタ時ニ、太祖ヲ佐テ枢密使相ノ官ニナツタソ、樞一ハ

宰相ノ代ヲスル官ソ、高官ノ好官モ此ノヤウ五十万貫せ

ニヲ多ウ得ルコトハナイソ、使相ノ好官ト云エトモ、五十万貫

得ルコトハナイト云タソ、長編ト云書ハ、サヌミ名ヲキカヌ書ナリ、

宋朝ノコトヲシタ書カ、宋史ナドノ類カ、**活**、榆一、榆ハコ、ニハ、ニレノ

木云ナリ、葉カ小ニシテ、ゼニホトニシテ、コマルイソ、錢ニ似タホトニ、榆錢

ト云カ、荷一ハ荷葉ノ初テ生シタハ、葉カマルウ小マルイソ、此モ錢ニ似タホトニ、荷錢ト云ソ、苔一ハ此モ苔ノモン小マルウシテ似タソ、紙一、神ノ社ヤ土地堂ナトニ錢ヲ紙ニツ、ケテ、キツテカクルソ、

**姓氏**、彭城ニ此ノ錢氏ノ者アルソ、彭城ト云ハ、衛ノ国ノ河上、難

ノ国ノ郊原ニアリ、顓頊之裔、陸絡生<sup>三</sup>彭祖孫<sup>一</sup>、**字**、周一府ノ上

士(ナリ)、因<sup>レ</sup>官命<sup>レ</sup>氏、戦国有<sup>二</sup>隱士一<sup>丹</sup>、秦(ニハ)御史大夫一産、顓頊五常ノ

内ノ王ナリ、ソノ子孫ナリ、裔ハ衣ノスソヲ云ソ、大ウ末ト云心ナリ、

顓帝ノ末ニ陸終<sup>(マ)</sup>ト云者カ彭祖ヲウンダソ、祖カ孫ヲ字ト云タ

ソ、周ノ中ホト戦国ト云時ニ、隱者ニ錢丹ト云者アリ、彭祖カ孫ノ字

ト云者、周ノ時ニ錢府上士テアツタソ、錢府ハ天子錢倉ノ奉行

ナリ、錢府ハ官ノ名ナリ、官ヲ以テ氏トシテ、錢ト云タソ、錢氏カ秦

ノ時ニ錢産ト云者アツタソ、**一**道戰<sup>一</sup>、字子輶、以<sup>レ</sup>功都<sup>二</sup>督郢州刺

史<sup>一</sup>、**南史**、道戰ハ大功ヲナ(イ)タホトニ、南方ノ郢ノ国守護ニナサレタ

ソ、刺史ハ守ノコトナリ、都督モ守ノ心ソ、都ハスフルトヨムソ、摠ヲ

タハネテツカサトル心ソ、督ハタ、ストヨムソ、摠一<sup>一</sup>国ノコトヲツカネテ

サバキ、下知セイハイシテ、物ノ理非ヲタ、ス心ナリ、南史ノ本在<sup>レ</sup>他、

不<sup>レ</sup>考、**一**起<sup>一</sup>、賦<sup>二</sup>湘靈鼓瑟詩<sup>一</sup>、詳<sup>レ</sup>青、勻府ノシタ平ノ青勻ノ青ノ

下ニアリ、進士ニ京エ上テ、タヒヤニ宿ヲトツテイテ、夜ル庭ヲ閑  
 行シテアルイタレハ、空中ニ物カ曲終人不<sub>レ</sub>見、江上数峯青ト云句  
 ヲトナエタソ、奇特ニ錢カヲモウタソ、及第ノ日活靈鼓瑟ト云  
 題カ出タソ、ソレヲ文ニカイタソ、落句ニ夜ソラニ唱タ一聯ノ句ヲ  
 カイテトメタソ、神助テアラウソ、湘靈ト云ハ、湘靈ノ湘妃ノコトナ  
 リ、舜ノ二女ナリ、舜ノ南方瀟湘ノソバノ蒼梧ノ野テ葬シ  
 タソ、二女ノコガレテ舜ヲ葬シタ所ヲミテ、近所ノ瀟湘ノ江エ二妃  
 身ヲナケラレタソ、ソノ幽靈カ月夜ヤ雨ノ夜ナトニ琴瑟ヲヒ  
 カル、声カシタソ、曲終一思ホト琴瑟ヲ引スマイテ、ヒキヲサメタソ、  
 人ハミエヌソ、幽靈カ引タホトニ、江ノ上ニ九疑ノ九アル山カアヤクトシテ  
 ソヒエタマテソ、玄妙十句ヲ唱タコトナリ、此ヲカイテ及第シタソ、  
 三体詩ノ上ノ履歷ニ、錢起カ下ニハ此事ナイソ、才子伝ニアラウ  
 ソ、才子伝無<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>考ソ、唐書ニ錢起カ伝ハナイソ、一繆、因<sub>三</sub>黄  
 巢乱<sub>一</sub>、二呉越地十三州<sub>一</sub>、唐莊宗對<sub>二</sub>彭城王<sub>一</sub>、梁唐封<sub>三</sub>呉越国王<sub>一</sub>、  
 諡<sub>二</sub>武肅<sub>一</sub>、排勻ノ錢ノ所ニアリ、排勻ニハ錢繆トアリ、コ、ニハ繆トアリ、勻  
 会ノ下平ノ老句ニ、繆ト繆トニタイタソ、繆ノ音、繆ハリウノ音  
 ナリ、又尚書ノ禹貢ニハ繆鉄トアリ、玉ノ名ナリ、キウノ音ナリ、



錢繆ト二ニヨム人アリ、トチカヨイヤウ、呉越王ニナサレタソ、宋

太祖ニ帰服シタソ、所領ヲ過分ニヤラシムタソ、奔走アツタソ、

黄巢カ乱ノ時ニ威勢ヲシテ、十三ヶ国ニヨツテ、<sup>(五)</sup>五物ニシタソ、唐ノ莊

宗ノ時ニ彭城王ニナサレタソ、梁ト唐トノ二代ニ呉越国王ニナ

サレタソ、梁唐ト云ハ五代ノコトナリ、本ノ唐ノ末、梁唐晋漢周

ノ五代同時ニワレ<sup>(六)</sup>ノ王ト云テ、ソコノ國ニヨツテ、ソコヲミヤコニ

シテ、イセイヲシタソ、ソノ時ニ梁ト唐トノ王ドレモ鏐ヲ呉越王ニナサ

レタソ、呉ハ東、越ハ南ソ、二方ノ天下ヲ王ニシイタソ、丁惟演、字希

聖、幼賦<sup>(七)</sup>遠山詩<sup>(八)</sup>、高為<sup>(九)</sup>天一柱<sup>(一〇)</sup>、秀作<sup>(一一)</sup>海三峰<sup>(一二)</sup>、俶深器<sup>(一三)</sup>之、文章与<sup>(一四)</sup>楊

億・劉筠<sup>(一五)</sup>ニ、齊<sup>(一六)</sup>名聚<sup>(一七)</sup>書、侔<sup>(一八)</sup>秘府<sup>(一九)</sup>諡<sup>(二〇)</sup>文僖<sup>(二一)</sup>、演字ハ希聖ナリ、幼戸イトケ

ナウ十歳ヨリ内テアラウソ、トヲ山ノ詩ヲ作タソ、高シテハ天ノ一本ノ柱ト

ナルソ、天柱峯ト云山アリ、天ヲサ、ユル柱トナル山ソ、天エト、カイ

テハ、サ、ユルコトハナラヌソ、秀<sup>(二二)</sup>ハアラワレテヌケデタコトナリ、

海三峯ハ、海中ニ蓬萊三山ノ三ノ大山アリソ、ツレノ山トモナルソ、

呉越王錢俶カスケテホメタソ、後ニ文章ノ名器トナラウト云

タソ、文章<sup>(二三)</sup>ノチニ壯年ニナツテ、文ヲカイト名ヲ知ル、コト、宋

ノ楊大年・劉筠ナド、同ヤウニ名ヲ知レタソ、宋ノ楊億大年

幼ナ時ニ、家ノ内ニツカワル、者カダイテ、高イ楼工上タソ、詩ヲ作タソ、高楼高百尺手可<sup>レ</sup>摘<sup>ニ</sup>星唇<sup>一</sup>ト作タソ、カクレモナイ詩ナリ、宋ノ劉琦モ三度マテ翰林玉堂ノ学士ニナツタソ、人ノヲホエモチイ、大ニスクレタソ、蟠桃三藕成<sup>ニ</sup>何味<sup>一</sup>、上<sup>ニ</sup>尽鰲山<sup>一</sup>迹転孤ト作タソ、同ヤウナ名作ナリ、楊劉ト名ヲ齊ト云タハケニモソ、**一**俶<sup>一</sup>、<sup>一</sup>氏自<sup>ニ</sup>五代<sup>一</sup>效<sup>ニ</sup>臣順<sup>一</sup>、宋興俶来朝、臣僚請留<sup>レ</sup>俶、太祖封<sup>ニ</sup>文字<sup>一</sup>一復付<sup>レ</sup>俶、全<sup>レ</sup>国啓<sup>レ</sup>封、皆留<sup>レ</sup>俶書也、興国三年遂以国帰後、辞<sup>ニ</sup>国号<sup>一</sup>一封<sup>ニ</sup>鄧王<sup>一</sup>、諡<sup>ニ</sup>忠懿<sup>一</sup>、俶ハ自<sup>ニ</sup>五代<sup>一</sup>一<sup>ニ</sup>五代ノ時カラ臣下カラ<sup>テ</sup>ニナラツテ、帰伏シテ宋ニシタカウタコトカ、效臣順トチエヨムヤラ、太祖ノ宋ヲ興シ、国ヲ開タレハ、宋エ来朝シテ臣伏シタソ、百官臣下百僚コト<sup>レ</sup>クク俶ヲ京ニ留テ、京ニヲカウト祖エコウマラシタソ、太祖ノ俶カ帰時ニ書トモ一複ツ、ンテ、大ナ袋ノヤウニシテ、俶ニヤラシムタソ、国ヲ全ヲ領シテ、ソノ封シテタバシムタ複ヲヒライタレハ、臣下百僚トモカ俶ヲ留ラレヨト云書ドモナリ、太祖ノ興国三年ニ国ヲ以テ宋エ来帰シタソ、後ニ国王ニナサレタ、国ノ号ヲハ辞退シタソ、鄧王ニナサレタソ、忠懿王トヨクリ号ヲタマウタソ、○伝五代八十四年俶七子惟演其六子也、五代ニカケテ八十四年ナリ、錢惟演ハ俶カ子七人アリ、

演ハ第六番メノ子ナリ、**丁易**、字希白、蘇易簡曰、李白才也、為**三文**  
数千言、頃刻而就蘇易簡カホメテ、李白カ才ヲヤト云タソ、推勻  
二字ノ希白ハノセヌソ、李白才ヲヤト云タホトニ、李白ヲ希心テ  
希白ト云タカソ、進士ノ時ニ天子ノ三題ヲ出テ試ラレタソ、皆及  
第シタソ、真宗ノ朝ニ翰林ニナツタソ、章聖皇帝(真宗)ノ山水ノ扇  
ヲカイテ、易ニ詩ヲ作ラセラレタソ、好開今日太平基、万里山河  
帰二掌握一ト作タソ、上ノ御喜アツタソ、**丁若水**、字淡成ナリ、陳搏  
以為レ有二仙風道骨一、陳閣南カ若水ヲ見テ、仙人ノ風骨アルト云タ  
ソ、コ、ニハザツト仙一道アルト云タトハカリノセタソ、排勻ニハネンコロ  
ニノセタソ、河南ノ者ナリ、十歳ニシテ文ヲヨウカイタソ、陳搏カ一見  
シテ仙一道一アルト云タソ、麻衣道者ヲ請シテ、相セサセタソ、麻衣ハ相  
人テアラウソ、出家ヲ道者ト云ソ、此ハ僧テハアルマイソ、タ、人ヲ  
相スル者麻衣ヲキタホトニ云タ者テアラウソ、相人カ火(著)著ヲ以  
テ灰ニ做不得ノ三字ヲカイテ云タソ、急流中勇退人也、富貴  
エイヨウノハヤ川ノ流ヤウナヲ、思イイサウデヒツコム隱遁色ヲ、  
ノカレタ人チヤト云テホメタソ、相人ノ麻衣カ火バシテ灰ニ做  
不得ノ三字ヲカイテ、ミセタソ、仙人ニモ道士ニモエナルマイト云心ソ、

做ハ作ノ心ソ、ナルト云心ソ、做不<sub>レ</sub>得ト云心ソ、宋ノ真宗帝ノイウ  
シムタソ、若水ハ儒者ノ臣ナリ、儒ハ文章ハカリ本ニ学スル者ナ  
リ、サレトモ儒ヲ学シテ、又武<sub>一</sub>兵ノ道ヲモヨウ知タ者チャト、ヲシナツ  
タソ、武ノ方ヲモ心得タコトヲ真宗ノ知ラシムタソ、ノチ二位枢副ノ  
官ニナツタソ、枢ト云ハ枢要ト云ソ、枢ハ戸ノクルロナリ、クルロヲ  
ヲトシテタテツムルソ、人カソトカラエアケヌソ、短<sub>ヲ</sub>小ニシテ、大<sub>ナ</sub>戸  
ヲトヅル者ナリ、左府・右府ト云テ左右ニアリ、宰相ノ代ヲモ  
スルソ、枢密ト云ナリ、干要ノ官ナリ、天下ノ大事、天下国郡  
兵乱ナドノ大事ノ隱密スルコトヲ、宰相ト、モ談評スルソ、  
サテ枢密ト云ソ、秘密スル心ナレトモ、詩書テハビツトヨムソ、副ハ  
副元帥ノ心ソ、元帥ハ軍<sub>陳</sub>ノ總大将ヲ云ソ、大将ニソユルカ<sub>モ</sub>  
ニスル者ヲソユルソ、大将ニソユル官ソ、若水カ兵ノ方心エタ者チャ  
ホトニ、枢府ノ位ニナリ、副元帥ノ官ニナサレタソ、此ヤウナ方ヲモ心  
エタ者チャガ、ナニトアレハ陳<sub>轉</sub>カ仙風道骨アルトハ云タコトソ、  
ソノ心テ年マタ四十二ナライテ、イトマヲマウシテ、出仕ヲヤメテ、  
ヒツコウタソ、宣靖トヲクリアリ、宣靖ハ、宣ハノフルトヨムソ、靖  
ハシヅムルトヨムソ、シツカナ心ナリ、仙道ノ風ヲノベヒロメ行テ、吾

カ一身一心ヲシツカニ安閑ニ養テタモツ心ナリ、四十二ナラヌ壯士

テヒツコウダハ、急流〔ノ〕中ノ勇退ノ正本ナリ、**草木**、**金一花**、梁〔ノ〕予

州〔ノ〕椽属双陸、賭**金錢**々尽、以**金一花**相足、魚洪謂**得**花勝**一**、**西陽**、

草木ノ名ニ**金錢**ノ字ノアルヲノセタソ、**金錢**ト云花ア〔リ〕、コ、ラノハアカ

イソ、黄ニハナイソ、セニノヤウニツボウテマルイソ、梁ノ代ニ予州ノ

守護ノ下ニ椽ト云ウ官ノ者アリ、椽ハ家ノタルキナリ、タルキハ家

ノ力ニナツテ家ヲタスクルソ、椽ト椽ト、ヘンノ木ト手ヘントノチカイ

ソ、ツクリハ同字ソ、タル木ノ心ソ、守護ノタスケニナル官ソ、椽ノ官

ノトモガラカ、人トセウフニ、スコロクヲサイタソ、勝負ニカケモノヲシテ、

金ヲ賭ニシテサイタソ、椽カカケモノニ金ヲシタカ、金ヲダシツキテ、

金ガナイソ、花ニ**金錢**ト云アリ、ソノ花ヲトツテカケモノ、タラヌ

タシテカケタソ、魚洪ト者ソハテ双陸ヲミテカラ云タソ、カケモノ、

代ニ花ヲ得タハ、本ノ金ニハマシタト云タソ、此ハソバカラ云タコトナリ、ムカイノ

花ヲ代ニトル者ハ、金ニマシタトハ思ウマイソ、魚洪ハ風流ヲ本ニシテ

云タソ、排勻ノ魚ノ所ニ魚洪ハナイソ、不**知**、**還解**、**濟**、**貧無**、**百氏集詩**、

花ノ名ヲ金ノセニト云カ、貧困シタ者ヲスクウテタスクルコトナスヤウ、

スクウコトハアリサウモナイ無実ノ名テアラウソ、シラヌコトソ、百

氏集ト云、千百人ノ氏ノ詩ヲアツメタ詩集アリ、ソレニアリ、ミヌ集ナ  
リ、定テ大部テアラウソ、

(かわと たかし 本学専任講師)